

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成25年4月26日

内閣総理大臣 殿

熊本県阿蘇市長 佐藤 義興

熊本県南小国町長 河津 修司

熊本県小国町長 北里 耕亮

熊本県産山村長 佐藤 敬助

熊本県高森町長 草村 大成

熊本県南阿蘇村長 長野 敏也

熊本県西原村長 日置 和彦

熊本県山都町長 工藤 秀一

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称  
千年の草原の継承と創造的活用総合特区

## 地域活性化総合特別区域指定申請書

### 1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

千年の草原の継承と創造的活用総合特区

### 2. 総合特別区域について

#### (1) 区域

##### ① 指定申請に係る区域の範囲

##### i) 総合特区として見込む区域の範囲

熊本県阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村及び山都町のうち旧蘇陽町(※)の区域

※山都町は2005年に上益城郡矢部町、清和村、阿蘇郡蘇陽町が合併してできた自治体で、町村合併以前の蘇陽町は阿蘇郡の一部を構成し、高森町と連続する草原があるなど一体的環境を形成している。

##### ii) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

草原を活用した地域活性化を進めるために必要不可欠な野焼き作業効率化に係る特例措置：熊本県阿蘇郡市内及び山都町の区域のうち、草原及びその周辺区域

##### iii) 区域設定の根拠

阿蘇地域の草原は、阿蘇郡市内及び山都町にまたがっており、一体の地域を形成し、同様の管理形態によって維持活用されていることから共通の課題を抱えている。この草原を維持するためには、地域の知恵と工夫を活かし地域一体となった新たな取組みを構築する必要がある。

#### (2) 目標及び政策課題等

##### ② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取組むべき政策課題

##### i) 総合特区により実現を図る目標

##### ア) 定性的な目標

- ・世界的遺産であり、地域にとって誇りである「阿蘇草原」を守り次世代に伝えていくとともに、草原の新たな活用を進め、草原とつながる観光スタイルの創造と資金還流のしくみづくりによる地域の活性化を目指す。ひいては、観光立国の推進に貢献する。

##### イ) 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：①草原面積及び②野焼き再開牧野数

数値目標(1) -①：22,000ha (H23年) →22,000ha (H29年) を維持

数値目標(1) -②：11組合 (H23年度) →16組合 (H29年) へ増加

評価指標(2)：①観光入り込み総数及び②阿蘇地域の宿泊客数

数値目標(2) -①：約1,710万人 (H23年度) →1,950万人 (H29年) へ増加

数値目標(2) -②：約196万人 (H23年度) →235万人 (H29年) へ増加

評価指標(3)：あか牛肉料理認定店数

数値目標(3)：50店 (H24年3月現在) →70店 (H29年) へ増加

評価指標(4)：草原体験利用者数

数値目標(4)：5,300人 (H24年3月現在) →10,600人 (H29年) へ増加

評価指標(5)：草原再生募金額

数値目標(5)：年間約2,470万円 (H24年度) →年間2,500万円 (H29年) の確保

## ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標(1): ①H27年度までに草原面積の減少に歯止めをかける。②今後野焼きを中止するとの牧野組合が多い趨勢を止め、再開する牧野を拡大する。

数値目標(2): ①入り込み総数現状の約15%増、ピーク時の水準(H15年1930万人)。  
②宿泊者数約20%増、宿泊率は上記ピーク時よりも高めることを目標とする。過去最大時(H14年234万人)の水準。

数値目標(3): 域内消費拡大の指標として、阿蘇地域農業振興協議会の取組みにより20店増加。H17年2月に開始しており、可能な店舗数の上限に近付ける。

数値目標(4): 牧野組合やNPO、民間企業、草原環境学習センター等の草原で催行されるツアー参加者数、2倍増。

数値目標(5): H22年11月から大キャンペーン実施により、H25年3月までに7,000万円確保の見込み。ただしその72%を占める大口(50万円以上)の特別協賛企業・団体による募金は、H24年度で終了する。H29年までにこの水準を回復することを目標とする。

注: 現状数値の出所等

(1)の草原面積は、平成23年度牧野組合調査(熊本県)による。野焼き再開牧野数は、阿蘇草原再生レポート(活動報告書)2011(H24年9月)及び(公財)阿蘇グリーンストックの情報による(H16年度以降)。

(2)は、熊本県観光統計による。

(4)は、草原をフィールドとしている10の活動団体等の実績より現状値を推計。

(5)は、阿蘇草原再生協議会資料及び同募金事務局の情報による。

## ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

### ア) 政策課題と対象とする政策分野

政策課題(1): 草原(自然環境)の維持・活用 政策分野: o)観光 p)農水産業・食品産業  
人々の営みによって築き上げられた貴重な自然環境であり、かつ多面的な役割を持つ阿蘇の草原が現在危機に瀕しており、次世代に伝えていく必要があるが、それには独自の地域資源としての活用が不可欠。新たな活用方策と連携する形で維持・保全を図っていくことが基本的な課題である。

政策課題(2): 観光消費や食料生産基盤の確保 政策分野: o)観光 p)農水産業・食品産業  
草原は千年の長きにわたって活用されることによって維持され、地域経済を支える基盤でもあった。時代のニーズに合った新たな観光スタイルや産品流通により、観光消費や食料生産基盤を確保していくことが基本的な課題である。

### イ) 解決策

政策課題(1)に対する解決策

#### ①草原維持管理作業効率化

担い手の減少、地域外からのボランティア参加の増大に伴い、広大な自然空間の維持管理作業を安全かつ効率的に進める必要があることから、支援ボランティア派遣の拡大とともに、土地利用形状の整理、恒久防火帯整備などの手法を導入することにより、草原(自然環境)の維持・活用につなげる。

## ②草原維持管理費用調達

景観や生物多様性保全、水源としての保水機能などの面からも価値が高い、公共財としての草原をアピールし、観光客、都市住民を含む多様な受益者等が資金を提供して継続的な維持管理の財源となるような仕組みづくりを進めることにより、草原（自然環境）の維持・活用につなげる。

政策課題(2)に対する解決策

## ③草原由来商品の販売拡大

環境負荷が少なく、目に見える範囲内で生産、流通、消費のサイクルが成立＝安心安全な食料供給という方向性を軸に、あか牛肉や野草堆肥を利用した米、野菜など草原由来商品の販売プロモーション活動を行うとともに、＜阿蘇の草原＞を前面に出して独自性の高いブランド形成を進める。

これらを通じ農畜産品の高付加価値化と販売拡大を進めることによって、観光消費や食料生産基盤の確保につなげる。

## ④草原案内システム構築

草原と関わるためのハード・ソフトの基盤整備を進めつつ各種新サービスの提供によって地域の自然や文化とのふれあいをより緊密にする観光スタイルを創り出すことにより、観光消費や食料生産基盤の確保につなげる。

## ⑤草原利活用連携促進

地元産品販売と組合せた6次産業化やこれまでと異なる草原利活用による事業創出等を推進するとともに、従来は縦割りで進められてきた草原維持管理や草原活用の取組みを統合し、草原利用希望者や関連事業参入希望者等に対して必要なコーディネートと各種サービスが可能な体制を整備することにより、観光消費や食料生産基盤の確保につなげる。

### iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

#### ○人々の営みによって築き上げられた貴重な自然環境としての草原

22,000haの面積があり、野草地主体の草原としては他に類をみない規模。火山灰土壌、冷涼な気象など苛酷な条件を克服し、千年にわたる、野焼き、採草、放牧などそこに暮らす人々の営みによって築きあげられた二次的自然（※）である。

※あるがままの自然ではなく、人間活動によって創出されたり、人が手を加えることで管理維持されてきた自然環境のこと。

#### ○多面的役割を有する草原

今も地域の主要産業を支え、年間1700万人の観光客を魅了するなど、阿蘇地域の活力の源泉。また6本の一級河川の源流域で九州の水がめの役割、600種に及ぶ植物の宝庫など、多面的機能を発揮している。

#### ○草原維持管理のしくみ

地元集落を組織基盤として現在も継続している、150を超える牧野組合、その組合員が協力して採草、放牧、野焼きを繰り返すことにより草原を共有地として利用しつつ維持管理している。また、(公財)阿蘇グリーンストックを中心として、年間延べ2300人を動員している野焼き支援ボランティアの仕組みがある。

#### ○草原の価値に対する認識の向上、新たな観光資源としての草原の活用の試み

行政、民間活動団体、地元小中学校の連携により、阿蘇郡市内全小中学校での草原環境学習のカリキュラム化を目指す、「阿蘇草原キッズ・プロジェクト」が拡大しているほか、阿蘇エコツ

ーリズム協会に参加する民間団体や牧野組合等による草原を活用した観察会、体験プログラムの提供が活発化している。

また、草原資源を活用して生産された食料の域内消費拡大を目指す「阿蘇あか牛肉料理認定店」の拡大の取組みを進めている。

○世界ブランド化の取組み

阿蘇地域の自治体、民間団体を中心となって、阿蘇ジオパーク認定（現在は世界ジオパーク認定に向けた取組みを推進中）、世界文化遺産登録、世界農業遺産認定に向けた取組みを推進している。

○推進体制

活動団体、牧野組合、行政など 230 を超える構成員からなる「阿蘇草原再生協議会」が、平成 19 年 3 月に策定した「阿蘇草原再生全体構想」を共通認識とし阿蘇の草原再生に関わる様々な活動を行っている。また、行政、経済界、報道機関等のトップが参加する、官・民あがての支援組織「阿蘇草原再生千年委員会」が「阿蘇草原再生協議会」の支援活動に加わっている。さらに熊本県、阿蘇地域の市町村が一体となって草原維持再生と活用のための具体的な取組にかかるビジョンを策定し、それぞれが平成 24 年度末にとりまとめたところである（阿蘇草原再生協議会の組織や活動概要及び本協議会の構成員名簿は別紙 1 のとおり）。

(3) 事業

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

《取組み①》草原維持管理作業効率化事業

ア) 事業内容

a) 恒久輪地（わち）整備

草原環境維持管理に必要な野焼き・輪地切り（防火帯づくり）作業をしやすくし負担を軽減するため、恒久的な防火帯を整備する。

b) 入り組んだ草原と林地境界の整序

野焼き・輪地切り作業をしやすくし余分な手間を省くとともに、飛び火による補償義務のリスクに対する心理的負担が軽減できるよう、入り組んだ草原と林地の境界周辺にある樹林や草原内に点在する小規模樹林を除去することにより土地利用形状を整え、輪地切り延長を短縮する。

c) 支援ボランティア派遣

野焼き・輪地切り支援ボランティア派遣事業への支援や野焼き・輪地切りの新たな担い手の導入を進める。

イ) 事業実施主体

市町村、阿蘇草原再生協議会、(公財)阿蘇地域振興デザインセンター、(公財)阿蘇グリーンストック、民間団体（牧野組合、県立阿蘇中央高校等）

ウ) 当該事業の先駆性

広大な自然空間の維持管理作業を安全かつ効率的に進めるため新たな手法を導入したモデルとなり得る。

地域外からのボランティアと協力して広大な自然空間の維持管理作業を行う、新たなコモンズとしてのモデルとなり得る。

エ) 関係者の合意の状況

防火帯整備事業は阿蘇市、高森町などで実施。

環境省の小規模樹林伐採事業は、牧野組合 7 組合が導入。

阿蘇グリーンストックへのボランティア登録者数は740人、年間延べ2300人が出動（平成23年度）。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

阿蘇草原再生協議会では、平成22年11月に開始した「阿蘇草原再生募金」で得た資金を「野焼き支援ボランティア活動への助成事業」や「野焼き（管理）放棄地の草原再生への助成事業」などに充当している。

（参考）関連する先行事例

事業名称等	実施主体	備考
○防火帯整備助成	阿蘇市、高森町(実施は各牧野組合)など	
○牧野内小規模樹林除去事業	環境省（各牧野組合と協定）	・7牧野が実施（H17以降）
○野焼き支援ボランティア研修（指導者・初心者）、各牧野への派遣	（公財）阿蘇グリーンストック	・登録者数 740人（H24）
○授業の一環としての輪地切り、輪地焼き、野焼き	県立阿蘇中央高校	
○野焼き支援ボランティア活動への助成事業	阿蘇草原再生協議会	・2団体に計 362万円／年助成（H23、24）

## 《取り組み②》 草原維持管理費用調達事業

ア) 事業内容

d) 募金の拡大

草原再生のための募金について、より行いやすい環境を整備し、観光客や市民、企業等からの協力拡大を図ることによって、草原維持管理のための財源を確保する。またその配分の仕組みを整備する。

e) 入湯税収の活用範囲の拡大

目的税である入湯税について税収の配分変更等を行うことにより、阿蘇に来て滞在する観光客の増大によって草原維持管理に資金が回っていくようにする。

イ) 事業実施主体

市町村、阿蘇草原再生協議会、（公財）阿蘇グリーンストック

ウ) 当該事業の先駆性

観光客、都市住民、企業を含む多様な主体が募金や地域内での税金支払いを通じて、公共財としての草原（自然環境）維持管理の費用負担に参加する機会を提供するモデルとなり得る。

エ) 関係者の合意の状況

阿蘇草原再生協議会で平成25年度以降も募金を継続することを決定。「阿蘇草原再生千年委員会」においても、活動支援を継続する意向を表明している。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

平成22年11月に開始した「阿蘇草原再生募金」は7000万円の募金額に達する見込み（平成25年3月現在）。募金協力者へのアンケート調査結果（平成24年10月）によると、募金継続意志は高く、使途の決定など現行制度への理解も得られている。阿蘇草原再生募金を「野焼き支援ボランティア活動への助成事業」や「野焼き（管理）放棄地の草原再生への助成事業」などに充当している。

(参考) 関連する先行事例

事業名称等	実施主体	備考
○「阿蘇草原再生募金」活動と助成事業	阿蘇草原再生協議会	・阿蘇草原千年委員会協力 ・2年半の募金額 7000 万円 (H25 年 3 月) ・あか牛導入、野焼き再生などに助成
○ASO 環境共生基金への寄付金集めと基金を活用した草原再生活動への助成	阿蘇市	・税制上の優遇措置を活用 ・草千里周辺のスギ林伐採、草原環境学習などに助成

### 《取り組み③》草原由来製品の販売拡大事業

ア) 事業内容

f) 域内の飲食店や直売所等での草原由来製品の提供、販売

草原を利用した農畜産物を特産品として奨励しつつ安定供給体制を構築するとともに、これらを取り扱う飲食店や直売所等を拡大していく。

g) 観光誘客と連動するブランドづくり、プロモーション活動の推進

地域資源・環境を活かした安全・安心な農産物としてブランド価値を高め、流通拡大、消費拡大のためのプロモーション活動を推進。これを観光地としてのイメージ形成にも活用する。

イ) 事業実施主体

市町村、阿蘇草原再生協議会、民間団体（阿蘇草原再生シール生産者の会、阿蘇地域農業振興協議会畜産部会等）

ウ) 当該事業の先駆性

環境負荷が少なく、目に見える範囲内で生産、流通、消費のサイクルが成立する循環型システムの構築による独自性の高いブランドの形成を図るモデル、安心安全な食料供給が可能な地域のポテンシャルを最大限活かすためのモデルとなり得る。

エ) 関係者の合意の状況

阿蘇地域農業振興協議会によって創設された「阿蘇あか牛肉料理認定店制度」の加盟店舗が増加しているほか、南阿蘇村では県道 28 号沿いの地元商店、飲食店が連携して「あか牛ロード」を設定している。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

阿蘇草原再生シール生産者の会による、野草を使った野菜づくりと販売の取り組み。

(参考) 関連する先行事例

事業名称等	実施主体	備考
○地域内農産品流通の推進	直売所と J A の連携	
○野草堆肥利用野菜等の販促活動	阿蘇草原再生シール生産者の会	・7 直売所での常時販売、都市部でのイベント販売
○地域内農畜産品のカタログ販売	(株) G S コーポレーション	・(公財) 阿蘇グリーンストックの活動と連携
○「阿蘇あか牛肉料理認定店制度」	阿蘇地域農業振興協議会畜産部会	・認定店 50 (H24 年 3 月)
○とれたて野菜を中心とした朝市「阿蘇マルシェ」の定期開催	阿蘇市民農園ネットワーク協議会 (事務局: 阿蘇テレワークセンター)	・月 1 回の軽トラ市場 ・「季節の朝ごはん」も販売
○あか牛肉の普及啓発と環境教育	阿蘇草原再生協議会	・阿蘇郡市内 38 小中学校給食素材として提供
○「あか牛ロード」広報活動	県道 28 号沿い商店・飲食店 (南阿蘇村)	・南阿蘇村が助成 ・10 店が参加

《取り組み④》 草原案内システム構築事業

ア) 事業内容

h) 草原体験のための基盤拡充

草原を体験型活動のフィールドとして利用する多様なプログラムやトレイルコースの拡充を進めるとともに、小規模利用施設の整備等を行う。

i) 案内人システムの整備

ガイド技術を修得し、草原に関する知識が豊富で草原の中を有料で案内することができる多様な案内人を、地元農業者を中心に育成するとともに、草原体験を求める多様なニーズに対応できるようマッチングの仕組みを整備する。

イ) 事業実施主体

市町村、阿蘇草原再生協議会、(公財)阿蘇地域振興デザインセンター、(公財)阿蘇グリーンストック、民間団体(阿蘇温泉観光旅館協同組合、(一財)学びやの里、阿蘇ジオパーク推進協議会等)

ウ) 当該事業の先駆性

地域の自然や文化とのふれあいをより緊密にする新たな観光スタイルの提供モデル、地域固有の資源を活用した6次産業化等を通じ雇用機会拡大を進めるモデルとなり得る。

エ) 関係者の合意の状況

阿蘇ジオパーク推進協議会では、ジオパーク案内人の育成を開始し、阿蘇ジオパークガイド協会を設立。また草原環境を活用したツアーコースを設定している。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

阿蘇温泉観光旅館組合主催による「阿蘇カルデラツアー」メニュー開発が進む。  
牧野組合による草原ガイド等の取組みが開始されている(南小国町、南阿蘇村)。

(参考) 関連する先行事例

事業名称等	実施主体	備考
○地元旅行社による草原利用の体験交流型旅行商品の提供	阿蘇トラベル・デスク(南阿蘇村)、ECO九州ツーリスト(山都町)など	・プロカメラマンとの撮影ツアーなど
○「阿蘇カルデラツアー」草原体験(宿泊客向けサービスの一環)	阿蘇温泉観光旅館協同組合	・草原内での星空ホーストレッキングなど
○牧野トレッキング、草原のうさぎ追い	(財)学びやの里(小国町)	
○「免の石トレッキング」	柿野山田牧野組合(南阿蘇村)	・牧野組合員が案内、ガイド料を収受
○ホーストレッキング、乗馬体験	夢大地グリーンバレーなど民間企業	
○阿蘇ジオパーク・トレッキングコースの設定	阿蘇ジオパーク推進協議会	
○外輪山「草の道」の再生とトレッキング等への活用	阿蘇北外輪山トレッキング協議会	・所定の日時に20~30人でトレッキング
○「阿蘇ガイド」養成	阿蘇ガイド養成講座実行委員会(阿蘇ジオパーク推進協議会、(特活)阿蘇ミュージアムほかで構成)	・基礎講座、専門講座で構成(有料)



《取り組み⑤》 草原利活用連携促進事業

ア) 事業内容

j) 草原ビジネスモデルの確立

草原由来の農畜産品販売と草原体験型観光との連携、これまでにない草原利活用法による新規事業など、新たなビジネスモデルを確立し定着させる。

k) 草原、畜産業と観光業をつなぐコーディネーション

草原利活用の相談、関連事業への参入、ボランティア等のあっせん、草原ツーリズムや学習の場の紹介、情報受発信等のためのコーディネート機能によるサービスを可能にする体制を構築する。

イ) 事業実施主体

市町村、阿蘇草原再生協議会、(公財)阿蘇地域振興デザインセンター、(公財)阿蘇グリーンストック、NPO 法人九州バイオマスフォーラム等

ウ) 当該事業の先駆性

地域固有の資源を活用した6次産業化やブランド化等を通じ雇用機会拡大を進めるモデル、縦割りで進められてきた草原維持管理や活用の取組みの統合によるワンストップサービスのモデルとなり得る。

エ) 関係者の合意の状況

市町村では、異業種交流による新たな産品づくりを支援。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

(公財)阿蘇グリーンストックによる「あか牛オーナー制度」が定着。

NPO 法人九州バイオマスフォーラムによる野草資源を活用した建築資材(断熱材)や新たな飼料の研究開発。

(参考) 関連する先行事例

事業名称等	実施主体	備考
○あか牛オーナー制度	(公財)阿蘇グリーンストック	<ul style="list-style-type: none"> <li>一口 30 万円で 5 年間オーナー</li> <li>18 牧野組合が 80 頭を受け入れ</li> </ul>
○野草資源を活用した新規事業の試行及び研究開発	NPO 法人九州バイオマスフォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストローベイルハウス(断熱材に野草使用)実証実験</li> <li>TMR による野草枯れ草の家畜飼料化事業可能性調査</li> </ul>
○阿蘇草原キッズ・プロジェクト	阿蘇草原再生協議会草原環境学習小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校、行政、活動団体、専門家、牧野組合が連携・協働し学習プログラムを作成、試行</li> <li>阿蘇郡市内全 40 小中学校でのカリキュラム化をめざし 22 校で実施</li> </ul>

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・草原維持支援ボランティア運営活動補助金
- ・草原維持管理負担軽減補助金(草原維持保全を行う集落や農業者への交付金を支給)
- ・ASO環境共生基金(個人の場合、寄付金のうち2千円を超える部分がふるさと納税制度の控除対象額となり、企業の場合、法人税法に基づき寄付金の全額が損金算入される)(阿蘇市)
- ・入湯税収の観光活用範囲の拡大(阿蘇市)

- b) 地方公共団体（都道府県）の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定
  - ・野焼き作業に支障が生じる保安林について規制の特例、緩和
- c) 地方公共団体等における体制の強化

申請区域に該当する自治体及び関係団体が主体となって構成される阿蘇草原再生協議会を中心に、関係行政機関、関係公益団体、地元民間団体等がそれぞれの役割を明確にし、地域活性化総合特区計画の推進体制の強化を図っている（地域活性化総合特区に係る推進体制は別紙2のとおり）。

また、「阿蘇草原再生協議会」が平成19年3月に策定した「阿蘇草原再生全体構想」を共通認識とし阿蘇の草原再生に関わる様々な活動にこれまで取り組んできたところであるが、これまでの阿蘇草原再生協議会を中心とした取組みの評価も踏まえ、平成25年度以降に当面地元で優先的に取り組むべき施策をとりまとめた「千年の草原を活用した阿蘇地域活性化総合戦略」（平成24年度末に策定）を当地域活性化総合特区計画のベース部分として位置付けている。またこの総合戦略は熊本県による「あそ草原再生ビジョン」と一体的に検討・作成したものであり、県及び市町村の意思統一のもとで、地域の総意として地域活性化総合特区計画に掲げる事業を効率的に実施できる体制の強化を図ってきている（「阿蘇草原再生全体構想」の概要は別紙3、「千年の草原を活用した阿蘇地域活性化総合戦略」の概要は別紙4のとおり）。

- d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・阿蘇草原再生協議会の特区地域協議会としての体制整備

申請区域に該当する自治体及び関係団体が主体となって構成される阿蘇草原再生協議会の本会議及び小委員会等で、関係市町村や関係団体等とも連携のもと地域活性化総合特別区域計画の進行に関する事前や事後の詳細な評価・検討を行いつつ、円滑な事業の実施ができるよう体制を整備した。

- ・阿蘇ジオパーク認定の推進

平成21年10月に日本ジオパークネットワークに認定。現在は世界ジオパークネットワーク認定に向けた取組みを進めている。

- ・世界文化遺産登録の推進

阿蘇独自の文化と風景が一体となった壮大な文化的景観等の財産を後世にわたって継承するため、地域が連携して世界文化遺産への登録を推進している。

- ・牧野組合の相互連携による効率的な草原維持管理の推進

隣接する牧野組合が相互に連携し、野焼きなどの管理作業を一体的に行う体制を整備・拡充することにより、維持管理の効率化を進める。

- イ) 目標に対する評価の実施体制

- a) 目標の評価の計画

数値目標（1）～（6）について毎年度末に実施。

- b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

阿蘇草原再生協議会の関係市町村が加わる小委員会において、地域活性化総合特別区域計画の進行に関する事前の詳細な評価・検討を行ったうえで、協議会本会議で助言や評価を行い、意見を反映させる。

- c) 評価における地域住民の意見の反映方法

地域協議会ホームページ活用や各種フォーラム等を開催する。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

取組み項目	事業内容	実施時期				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
① 草原維持管理 作業効率化事業	a) 恒久輪地（防火帯） 整備	改善手法検討 整備延長の拡大				
	b) 入り組んだ草原と林地境界の整序	土地利用調整全体計画検討 小規模樹林等除去・整理、跡地の草原化				
	c) 支援ボランティア派遣	新規担い手導入・育成 支援牧野数及び派遣ボランティア数の増大				
② 草原維持管理 費用調達事業	d) 募金の拡大	事務局体制確立 第2期募金活動 恒久財源等新たな枠組				
	e) 入湯税収の活用範囲 の拡大	配分・活用対象確定 草原維持管理関連経費への充当				
③ 草原由来商品の 販売拡大事業	f) 域内の飲食店や直売所等での草原由来商品の提供、販売	特産品等開発支援 取扱店拡大				
	g) 観光誘客と連動するブランドづくり、プロモーション活動の推進	ブランド化促進 重点的販促プロモーション				
④ 草原案内システム構築事業	h) 草原体験のための基盤拡充	ツアープログラム等開発、商品化 草原内トレイルルート、小拠点整備				
	i) 案内人システムの整備	案内人育成、認証制度創設 マッチングシステム構築・稼働				
⑤ 草原利活用連携促進事業	j) 草原ビジネスモデルの確立	シーズ発掘、検証 6次産業化、起業支援				
	k) 草原、畜産業と観光業をつなぐコーディネーション	組織体制整備 各種新サービス提供				

イ) 地域協議会の活動状況

平成17年12月：自然再生推進法に基づく「阿蘇草原再生協議会」が設立

（4つのテーマ別小委員会を設置：牧野管理小委員会、生物多様性小委員会、草原環境学習小委員会、野草資源小委員会）  
（協議会内に全体構想策定のための作業部会を設置）

- ・当初構成員：阿蘇地域内外の121の構成員が参画  
（団体・法人が77、個人が44で、牧野組合や農林畜産業者、阿蘇地域市町村、NPO等で構成）
- ・設立目的：阿蘇草原地域において、地域の多様な主体の参加により保全や維持管理を含む自然再生の幅広い取り組みを進め、以前の多様性のある草原環境を取り戻そうと様々な主体が自主的に参加して設立された。
- ・活動の経緯：下表のとおり。

平成17年	12月:第1回協議会開催(協議会の設立、小委員会の設置承認)
平成18年	1月:全体構想策定作業部会において、全体構想原案作成に向けて検討
	3月:第2回協議会開催(阿蘇草原再生全体構想骨子案の協議)
	12月:第3回協議会開催(阿蘇草原再生全体構想案の協議)
	12月:構成員全員を対象に「阿蘇草原再生に向けた意向調査」実施
平成19年	3月:第4回協議会開催(阿蘇草原再生全体構想を策定し、各構成員の役割分担を明確化)
	12月:第5回協議会開催(今後の協議会運営等について協議)
平成20年	3月:第6回協議会開催(阿蘇草原再生に向けた実施計画案等について協議)
	9月:第7回協議会開催(阿蘇草原再生ロゴマークの募集・活用、阿蘇草原再生白書の作成等について協議)
平成21年	3月:第8回協議会開催(野草地保全・再生事業実施計画案、草原観光利用小委員会の設置承認、阿蘇草原再生募金の設立等について協議)
	8月:第9回協議会開催(H20 活動結果報告、ロゴマークの利活用、阿蘇草原再生募金の創設等について協議)
平成22年	3月:第10回協議会開催(新規活動計画案、阿蘇草原再生募金の創設等について協議)
	10月:第11回協議会開催(H21 活動結果報告、ロゴマーク利活用促進等)
平成23年	3月:第12回協議会開催(新規活動計画案、阿蘇草原再生フォーラム等)
	8月:協議会第21回幹事会開催(総合特区法に基づく地域協議会と位置付け等について協議)
	9月:第13回協議会開催(H22 活動結果報告、H23 新規活動計画案、阿蘇草原再生募金による活動支援等の承認、総合特区法に基づく地域協議会と位置付け)
平成24年	3月:第14回協議会開催(H24新規活動計画案、阿蘇草原再生募金による第2弾活動支援の承認等)
	9月:第15回協議会開催(H23活動結果報告、H24 新規活動計画案、阿蘇草原再生募金による活動支援等の報告等)
	10月:協議会第31回幹事会開催(地域活性化総合特区の再申請について協議)
	12月:協議会第33回幹事会(総合特区法に基づく地域協議会としての体制について協議)
平成25年	2月:協議会第8回・第9回観光利用小委員会及び同第36回幹事会開催(地域活性化総合特区申請の内容について審議)
	3月:第16回協議会開催(H25新規活動計画案、阿蘇草原再生全体構想策定後5年間のふりかえり結果、地域活性化総合特区申請、阿蘇草原再生募金による第3弾活動支援の承認、第2期募金活動について協議)

### 3. 新たな規制の特例措置等の提案について（詳細は別添6、10参照）

#### □規制緩和

- ・野焼きに支障が生じる小規模樹林にかかる保安林について規制の特例、緩和（草原維持管理のための野焼き作業省力化）
- ・農業振興地域で整備可能な農業用施設の要件の緩和、申請手続きの簡素化
- ・草原内にある国有林立ち入りに関する規制の緩和
- ・第3種旅行者の企画旅行催行区域制限の緩和

#### □財政上の支援措置

- ・草原案内・見回りマッチングシステム構築支援
- ・草原を活用したビジネス参入者に対する支援

# 別紙 1 阿蘇草原再生協議会の組織、活動概要及び構成員

## (1) 組織と活動概要

### 阿蘇草原再生協議会とは

- ・ 「阿蘇草原再生」は、阿蘇郡市内の草原地域において、多様な主体の参加により保全や維持管理を含む自然再生の幅広い取り組みを進め、かつての多様性のある草原環境を取り戻そうとするものです。
- ・ 阿蘇草原再生協議会は、地元牧野組合や区、NPO/NGO、専門家、地元住民、地方公共団体、関係行政機関など、草原再生に向けた取り組みに関わるさまざまな主体が自主的に参加して設立しました。
- ・ 共通認識となる「阿蘇草原再生全体構想」のもと、多くの団体や個人が連携することにより、さらに活動を展開していこうとしています。

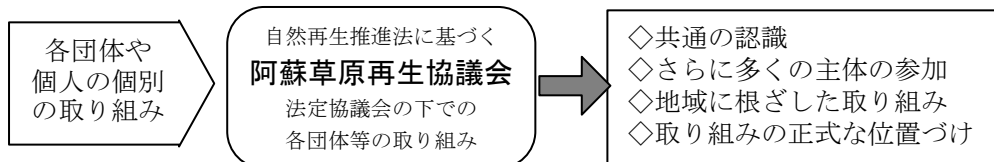
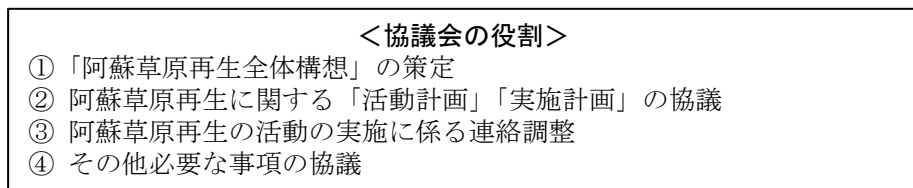
### 協議会の性格

#### ●活動を進める構成員、一人ひとりが主役

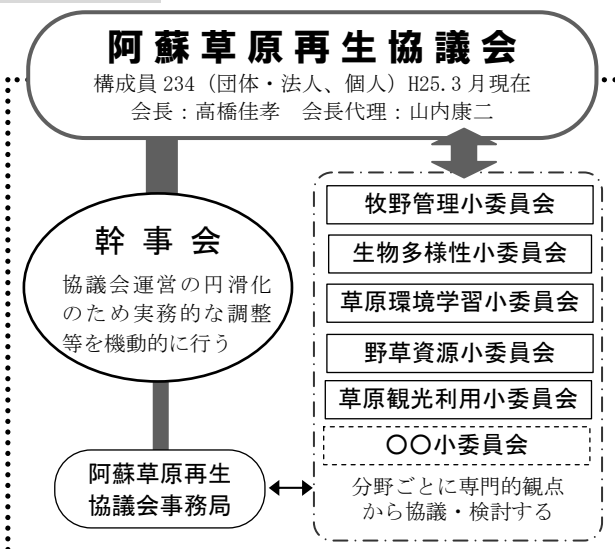
協議会は、阿蘇の草原を保全・再生・維持管理していくことにつながる活動に継続的に参加していく個人、団体又は法人により構成されています。

#### ●協議会は、構成員それぞれの事業や活動を推進するために協議・連絡調整する場

協議会は、何かを調べたり研究したりする場ではなく、実際に活動する人たちが自ら作る「活動計画」や情報を持ち寄って、協議したり、連絡調整する場です。



### 協議会の組織



阿蘇草原再生協議会は、230 以上もの団体・個人が参加する大きな会議です。

協議会のもとに設置された幹事会や、テーマ別の協議を行う小委員会が、それぞれの機能を果たし、相互に連絡・調整を図りながら、効果的・効率的な運営を図っていきます。

☆阿蘇草原再生協議会ホームページ☆

<http://www.aso-sougen.com/kyougikai/>

(2) 構成員

234 団体・法人及び個人 (174 団体・法人、60 個人)

※平成 25 年 3 月 12 日現在

【団体・法人】

分類	NO.	団体、法人名	分類	NO.	団体、法人名
区・牧野組合等	1	阿蘇品牧野組合	区・牧野組合等	48	平中園屋敷牧野組合
	2	跡ヶ瀬牧野組合		49	二塚牧野組合
	3	泉牧野組合		50	三久保牧野組合
	4	一区牧野組合		51	宮坂牧野組合
	5	荻岳牧野組合		52	舞谷牧野組合
	6	農事組合法人狩尾牧場		53	町古閑牧野組合
	7	狩尾牧野組合		54	的石原野管理組合
	8	北塚牧野(成川牧野管理)組合		55	山田中部牧野組合
	9	黒川地区区長会乙姫区		56	農事組合法人湯浦牧場
	10	黒川地区区長会上西黒川区		57	横堀粗飼料組合
	11	黒川地区区長会上役犬原区		58	竜神牧野組合
	12	黒川地区区長会北黒川区		59	上田第一牧野組合
	13	黒川地区区長会蔵原区		60	岳ハゲ牧野組合
	14	黒川地区区長会黒川千丁区		61	田原牧野組合
	15	黒川地区区長会下西黒川区		62	樺木牧野組合
	16	黒川地区区長会下役犬原区		63	扇牧野組合
	17	黒川地区区長会竹原区		64	下の道採草組合
	18	黒川地区区長会西町区		65	田の原牧野組合
	19	黒川地区区長会東黒川区		66	波居原牧野組合
	20	黒川地区区長会坊中区		67	樋の口牧野組合
	21	黒川地区区長会道尻区		68	間瀬野牧野共有組合
	22	黒川地区区長会南黒川区		69	湯田牧野組合
	23	黒川地区区長会元黒川区		70	産山牧野組合
	24	農事組合法人黒川牧野組合		71	上田尻牧野組合
	25	古閑牧野組合		72	西原牧野組合
	26	古城財産区管理会		73	農事組合法人山鹿酪農組合
	27	小堀牧野組合		74	池ノ窪牧野組合
	28	坂梨財産区管理会		75	柿野・山田牧野組合
	29	坂の上、赤砂牧野組合		76	上二子石牧野組合
	30	農事組合法人笹倉牧野組合		77	岸野・堀渡牧野組合
	31	三閑牧野組合		78	崩戸牧野組合
	32	下荻の草牧野組合		79	下市牧野組合
	33	新宮牧場利用組合		80	下礮牧野組合
	34	新宮牧野組合		81	下野牧野組合
	35	立山牧野組合		82	瀬田立野牧野農協組合
	36	土井牧野組合		83	中郷・竹崎牧野組合
	37	永草牧野組合		84	長野牧野農業協同組合
	38	中通原野委員会 (木落牧野組合)		85	中松牧野組合
	39	農事組合法人中無田組原野管理組合 北山レストラン		86	中松三区原野組合
	40	中無田組原野管理組合 有志の会		87	檜須牧野組合
	41	2・3・5区牧野組合		88	久石第二牧野組合
	42	農事組合法人西小園原野組合		89	前川牧野組合
	43	西湯浦牧野組合		90	吉田牧野組合
	44	仁田水牧野組合		91	井上牧野組合
	45	根子岳牧野組合		92	小倉原牧野組合
	46	馬場・豆札肉用牛生産組合		93	尾下牧野組合
	47	日の尾牧野組合		94	上在牧野組合

分類	NO.	団体、法人名	分類	NO.	団体、法人名
区・牧野組合等	95	河原牧野組合	行政	136	環境省九州地方環境事務所
	96	蔵地牧野組合		137	農林水産省九州農政局整備部地域整備課
	97	戸狩牧野組合		138	熊本県環境生活部自然保護課
	98	中園牧野組合		139	熊本県企画振興部 地域・文化振興局 地域振興課
	99	冬野牧野組合		140	熊本県企画振興部文化企画課
	100	前原牧野組合		141	熊本県商工観光労働部観光経済交流局観光課
	101	祭場牧野組合		142	熊本県阿蘇地域振興局農林部農業普及・振興課
	102	村山牧野組合		143	熊本県阿蘇地域振興局林務課
	103	小森原野組合		144	阿蘇市 農政課
	104	出の口牧野組合		145	小国町 産業課
	105	鳥子区原野組合		146	南小国町 産業振興課
	106	宮山牧野組合		147	産山村 経済建設課
	107	稻生牧野組合		148	南阿蘇村 農政課
	108	旅草牧野組合		149	高森町 農林振興課
	109	目細牧野組合		150	西原村 産業課
	110	柳牧野組合		151	阿蘇森林組合
111	柳谷牧野組合	152	阿蘇地域牧野活性化センター		
地元 NPO/NGO等	112	NPO法人阿蘇エコファーマーズセンター	関係機関	153	阿蘇農業協同組合
	113	NPO法人ASO田園空間博物館		154	阿蘇市観光協会
	114	NPO法人阿蘇花野協会		155	熊本県阿蘇家畜保健衛生所
	115	NPO法人阿蘇ミュージアム		156	熊本県立阿蘇中央高校グリーン環境課
	116	NPO法人押戸石の丘		157	阿蘇中央高等学校農業食品科
	117	NPO法人九州バイオマスフォーラム		158	熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所
	118	阿蘇北外輪山トレッキング協議会		159	熊本県農業研究センター草地畜産研究所
	119	阿蘇ジオパーク推進協議会		160	社団法人熊本畜産協会
	120	阿蘇自然案内人協会		161	独立行政法人国立青少年教育振興機構国立阿蘇青少年交流の家
	121	阿蘇草原再生シール生産者の会		162	南阿蘇畜産農業協同組合
	122	阿蘇地区パークボランティアの会	その他団体	163	有限会社だいこんや
	123	阿蘇の自然を愛護する会		164	平成肉用牛生産株式会社
	124	阿蘇ベンクラブ		165	アソ グライダーアソシエーション
	125	公益社団法人阿蘇火山博物館		166	天草エアライン株式会社
	126	公益財団法人阿蘇グリーンストック		167	株式会社九州自然環境研究所
	127	財団法人阿蘇地域振興デザインセンター		168	公益財団法人再春館「一本の木」財団
	128	財団法人休暇村協会休暇村南阿蘇		169	有限会社ひとちいき計画ネットワーク
	129	一般社団法人阿蘇テレワークセンター		170	一般社団法人 アイ・オー・イー
	130	一般財団法人自然公園財団阿蘇支部		171	株式会社地域環境計画
	131	うぶやまさわかビーフ生産組合		172	NPO法人地域自然情報ネットワーク
	132	自然公園指導員阿蘇協議会		173	株式会社メッツ研究所
	133	なみの高原やすらぎ交流館		174	Link ASO
	134	草原再生オペレーター組合			
	135	肥後 茅タツ			

【個人】

分類	NO.	氏名	所属団体	分類	NO.	氏名	所属団体
地元農畜産業	1	阿部 忠範		ボランティア	32	高嶋信雄	(公財)阿蘇グリーンストック
	2	井 農夫弥	(有)八菜家、南小国町矢ヶ部部落牧野組合		33	岩本和也	(公財)阿蘇グリーンストック
	3	井 信行			34	舩尾里子	(公財)阿蘇グリーンストック
	4	岩瀬新次	南越牧野組合		35	舩尾義登	(公財)阿蘇グリーンストック
	5	笠野将志			36	松永 鎮	(公財)阿蘇グリーンストック
	6	鎌倉直美			37	上野裕治	(公財)阿蘇グリーンストック、日本造園学会、日本樹木医会、自然環境復元協会
	7	草尾幸子	阿蘇モーモーレディースの会	学識・研究者	38	岡本智伸	東海大学
	8	工藤秀則	小地野牧野組合		39	鈴木康夫	東海大学総合教育センター熊本教養教育センター農村地理・地域資源学研究室
	9	後藤倫弘	立塚地区		40	瀬井純雄	阿蘇花野協会、熊本記念植物採集会
	10	坂口静義	跡ヶ瀬牧野組合、跡ヶ瀬区		41	今江正知	熊本記念植物採集会
	11	園田 盡	木落牧野組合		42	柁田聖孝	東海大学農学部、熊本市環境審議会、江津湖研究会
	12	塚本時正	跡ヶ瀬牧野組合		43	佐藤千芳	(有) 熊本植物研究所
	13	檜木野和幸			44	潮崎正浩	熊本県希少動物検討委員会
	14	藤本賢一	乙ヶ瀬区		45	田原朗敏	日本鱗翅学会、日本爬虫両棲類学会
	15	古澤 光久			46	寺崎昭典	寺崎動植物調査研究所
	16	本田藤夫			47	永田瑞穂	熊本自然環境研究会、里山研究会、五家荘の会、熊本自然環境研究連合会
	17	柳川トモエ	跡ヶ瀬牧野組合		48	藤井紀行	熊本大学大学院自然科学研究科理学専攻生命科学講座、NPO法人阿蘇花野協会
	18	山口勇一			49	薬師堂謙一	NPO法人九州バイオマスフォーラム、(独)農研機構中央農業総合研究センター
	19	山本清澄	的石原野管理組合		50	井鷲裕司	京都大学大学院農学研究科
	20	力丸 裕			51	兼子伸吾	福島大学理工学類共生システム理工学類
地元有識者	21	阿南善範	阿蘇インタープリターの会、阿蘇北外輪山トレッキング協議会	52	増永滋生	(株) アドブランツコーポレーション	
	22	池辺伸一郎	阿蘇火山博物館、NPO法人阿蘇ミュージアム	53	高橋佳孝	(独)農研機構近畿中国四国農業研究センター、NPO法人緑と水の連絡会議	
	23	宇野公子	花咲盛	54	増井 太樹	全国草原再生ネットワーク、森林塾青水	
	24	梶原宏之	阿蘇たにびと博物館	55	麻生 恵	東京農業大学地域環境科学部造園科学科	
	25	高橋佳也	阿蘇の自然を愛護する会	56	宇根 豊	NPO法人農と自然の研究所	
	26	高村貴生	阿蘇の自然を愛護する会	57	矢部光保	九州大学大学院農学研究科 農業資源経済学分野	
	27	田上義明	南阿蘇村 農政課	58	横川 洋	九州共立大学経済学部	
	28	飛瀬 稔	南阿蘇村観光協会	59	小路 敦	(独)農研機構北海道農業研究センター	
	29	長野良市	(社)日本写真家協会、(社)日本写真協会、(協)日本写真家ユニオン、熊本県文化懇話会	60	西脇亜也	宮崎大学農学部附属自然共生フィールド科学教育研究センター	
	30	西岡ヤス子					
	31	湯浅陸雄	阿蘇ホテルの会、内牧花原川を守る会、福の会				





### 別紙3 阿蘇草原再生全体構想の概要

全体構想は、協議会構成員それぞれが、阿蘇草原再生に向けて取り組む事業や活動の内容を示したもの（平成19年3月策定）。

#### <阿蘇草原再生に向けた目標と取り組みの内容>

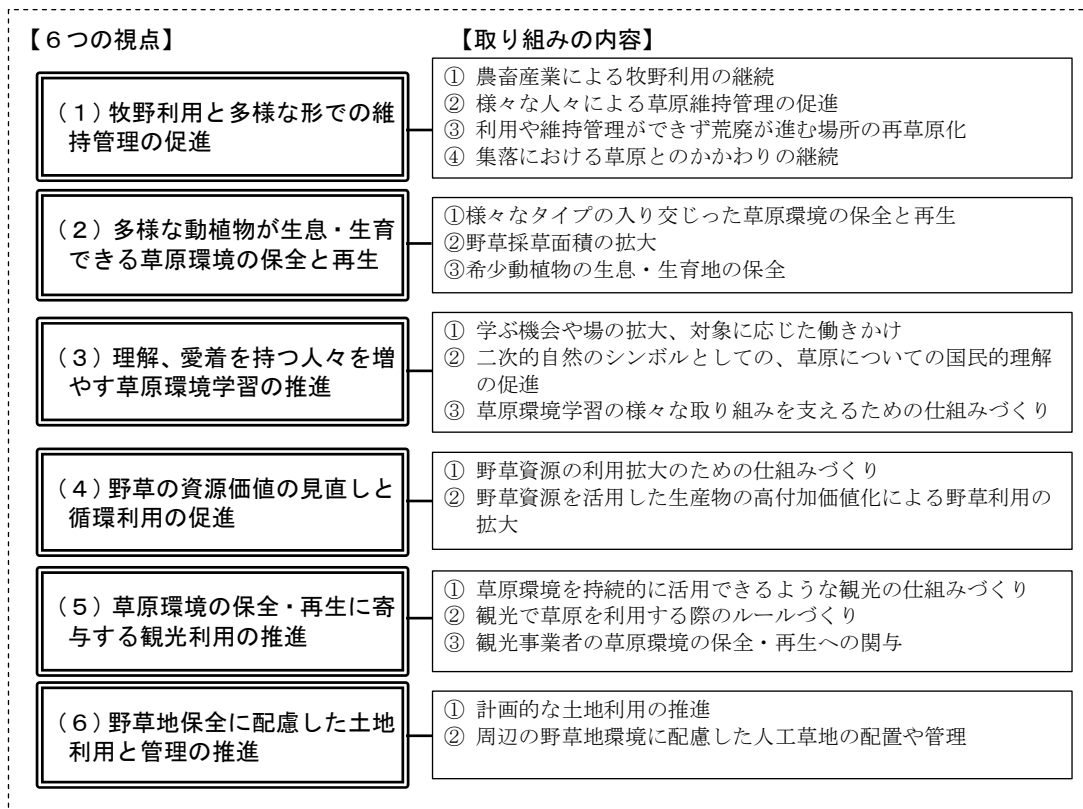
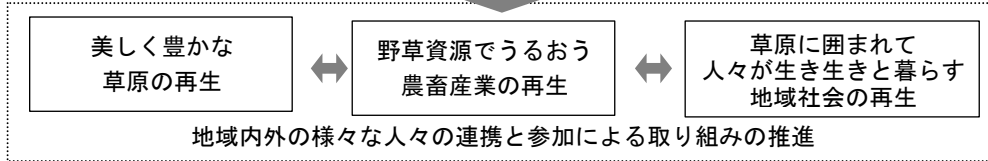
##### 【目標】

草原の恵みを持続的に活かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、  
かけがえのない阿蘇の草原を未来へ引き継ぐ

<目指す姿>

- 暮らしに恵みをもたらす草原
- 人と生き物が共生する草原環境

##### 【分野別目標】



#### <取り組みの進め方>

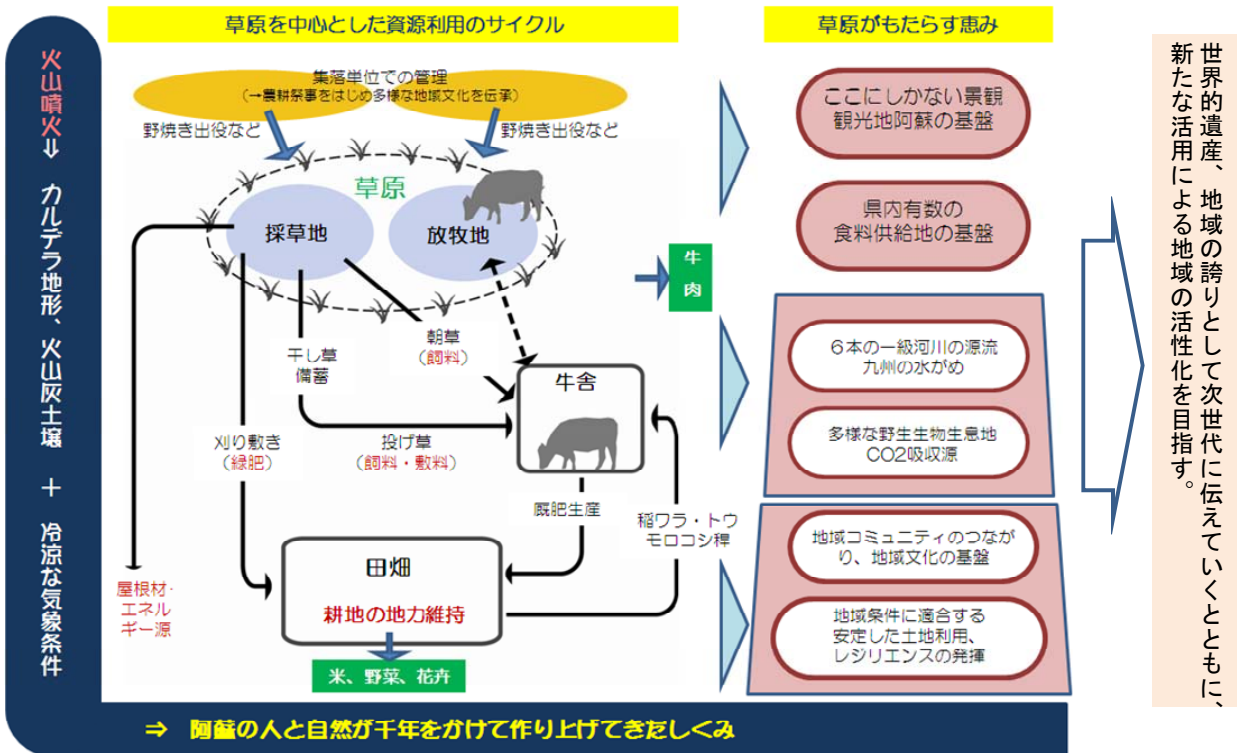
(1) 阿蘇ならではの草原再生を進めるために	(2) 自然再生に共通の考え方を踏まえて
① 地域に培われてきた知恵と技術に学ぶ	① 様々な主体との連携・協働
② 経済的基盤の確立など継続的な活動の推進	② 科学的知見の活用や実証的な手法による進め方
③ 地域ごとの特性に合わせた取り組み	③ 情報の公開、発信と共有



# 別紙4 「千年の草原を活用した阿蘇地域活性化総合戦略」の概要

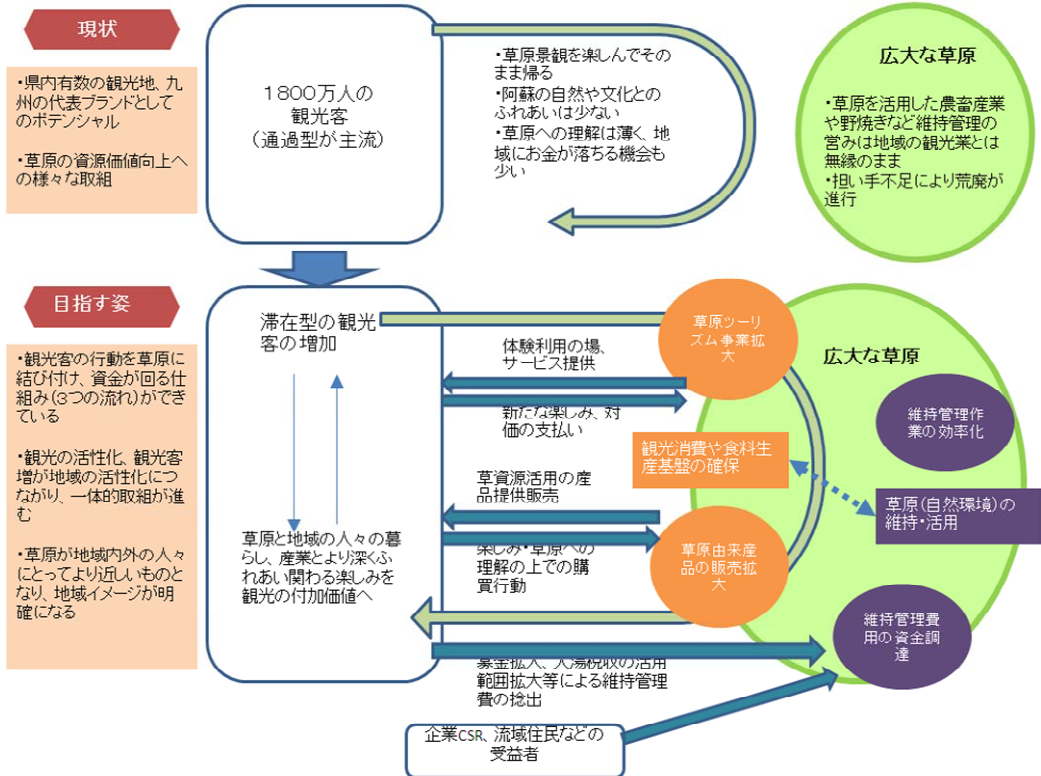
## 千年の草原を活用した地域活性化総合戦略の立脚点～阿蘇地域にとって草原とは～

- ・草原を中心とした資源利用のサイクルは、火山活動など苛酷な条件のもと、阿蘇の人と自然が千年をかけて作り上げてきたしくみ。
- ・阿蘇の草原はそれによって築き上げられた貴重な自然環境であり、22000haの面積は野草地中心の草原として他に類を見ない規模。
- ・地域の観光や産業の基盤となっているだけでなく、九州の水がめなどの公益的機能も発揮。また地域文化や土地利用を形づくる源でもある。
- ・世界的遺産、地域の誇りとして次世代に伝えていくとともに、地域活性化の源泉として見直し活用していくべきもの。



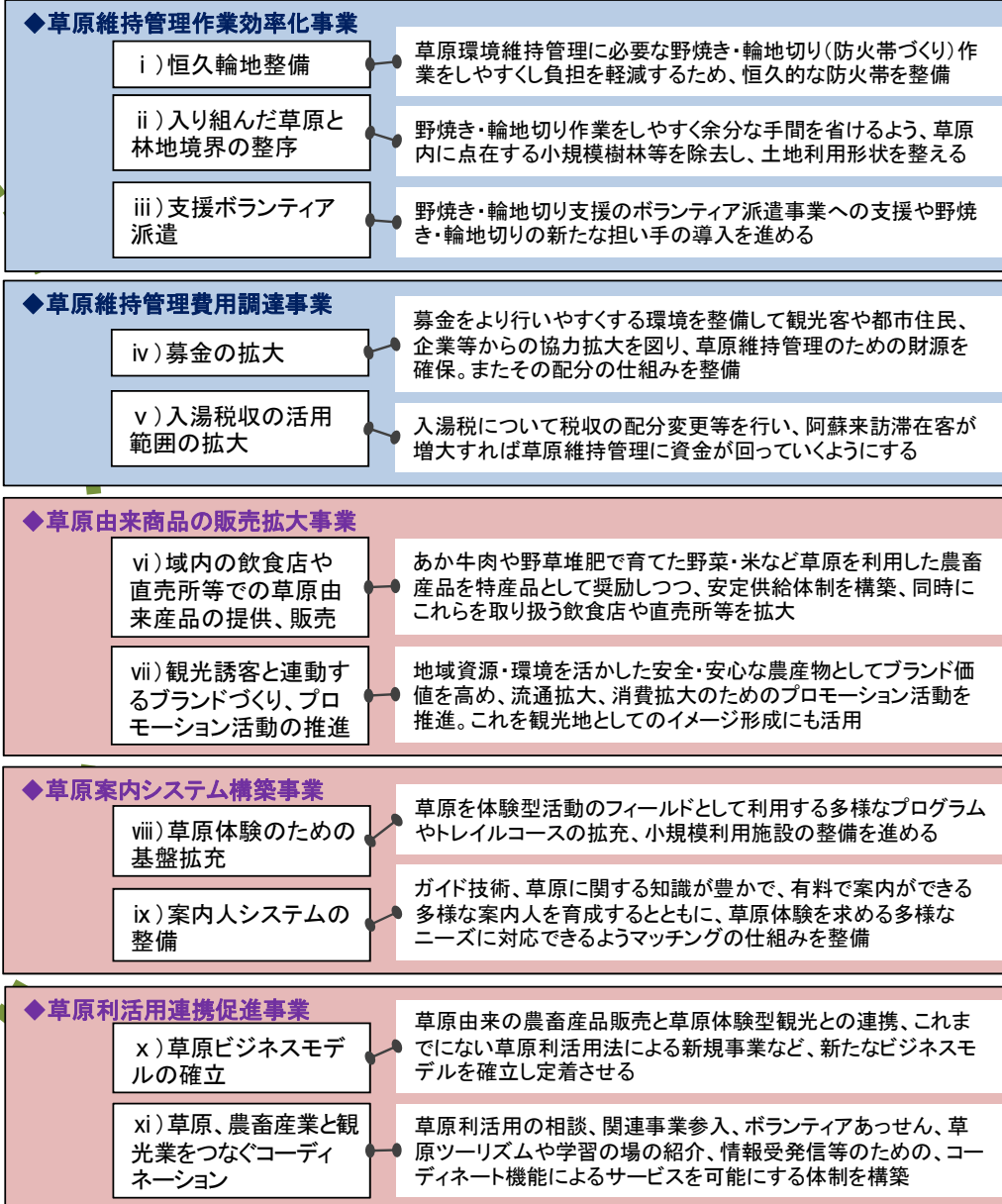
## 千年の草原を活用した地域活性化総合戦略の考え方～草原とつながる観光スタイルの創造と新たな資金還流の仕組みづくり～

- ・立脚点(阿蘇草原に関する認識)に基づき、「草原とつながる観光スタイルと資金還流のしくみづくり」をテーマに目標設定。
- ・そのもとで、「草原(自然環境)の維持活用」と「観光消費や食料生産基盤の確保」とを2つの大きな戦略的課題とした。
- ・解決に向け、草原の効果的・効率的な維持管理を図りつつ、観光客の行動を草原に結び付け、資金が回る仕組み(3つの流れ)を創り出す。



# 千年の草原を活用した地域活性化総合戦略 ～プロジェクトの構成～

世界的遺産であり、地域にとって誇りである「阿蘇草原」を守り次世代に伝えていくとともに、そうした草原の価値を踏まえた新たな活用を進め、草原とつながる観光スタイルの創造と資金還流のしくみづくりによる地域の活性化を目指す。



## (先行事例)

- 防火帯整備助成(阿蘇市、高森町など)
- 環境省、牧野組合による牧野内小規模樹林除去事業
- (公財)阿蘇グリーンストックによる野焼き支援ボランティア研修(指導者・初心者)、各牧野への派遣
- 県立阿蘇中央高校授業の一環としての輪地切り、輪地焼き、野焼き

- 阿蘇草原再生協議会主催、阿蘇草原千年委員会協力による「阿蘇草原再生募金」活動と助成事業
- 阿蘇市によるASO環境共生基金への寄付金集めと基金を活用した草原再生活動への助成

- 直売所とJAの連携による地域内農産品流通の推進
- 阿蘇草原再生シール生産者の会による野草堆肥利用野菜等の販促活動
- 阿蘇地域農業振興協議会畜産部会「阿蘇あか牛肉料理認定店制度」
- 阿蘇市民農園ネットワーク協議会主催の朝市「阿蘇マルシェ」の定期開催
- 県道28号沿い商店・飲食店による「あか牛ロード」広報活動

- 阿蘇トラベル・デスク(南阿蘇村)、など地元旅行社による草原利用の体験交流型旅行商品の提供
- 阿蘇温泉観光旅館協同組合主催の「阿蘇カルデラツアー」草原体験
- 柿野山田牧野組合(南阿蘇村)主催「免の石トレッキング」
- 夢大地グリーンバレーなど民間企業のホーストレッキング、乗馬体験
- 阿蘇ジオパーク推進協議会等による「阿蘇ガイド」養成

- (公財)阿蘇グリーンストックによる「あか牛オーナー制度」
- 草原再生協議会草原環境学習小委員会が主導し多様な主体の連携で実施中の「阿蘇草原キッズ・プロジェクト」

別添4 行政区画を表示した図面





地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成25年4月26日

内閣総理大臣 殿

熊本県阿蘇市長 佐藤 義興

熊本県南小国町長 河津 修司

熊本県小国町長 北里 耕亮

熊本県産山村長 佐藤 敬助

熊本県高森町長 草村 大成

熊本県南阿蘇村長 長野 敏也

熊本県西原村長 日置 和彦

熊本県山都町長 工藤 秀一

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書のとおり提案します。





(参考)規制の特例措置等の提案(説明資料)

提案事項名	提案の観点	政策課題、解決策との関係	区分
①野焼きに支障が生じる小規模樹林等にかかる保安林について規制の特例、緩和	野焼きに支障のある、入り組んだ草原・林地境界付近の樹林や、草原内に点在する小規模樹林を整理・除去しやすくし、輪地切り延長の短縮化や飛び火によるリスク軽減を図ることにより、草原維持管理作業の負担軽減を進める。	草原維持管理作業の効率化	規制制度 (森林法)
②農業振興地域で整備可能な農業用施設の要件の緩和、申請手続きの簡素化	一定の条件下で草原内に小規模な利用施設が設置でき、牧野組合員等が関わる草原内での体験型プログラムを展開しやすくすることにより、利用者ニーズへの対応と事業機会拡大を図る。	草原案内システムの構築	規制制度 (農振法)
③草原内にある国有林立ち入り規制の緩和	草原内等にある国有林内の散策コースを案内人付きで楽しむ場合はその都度の立ち入り許可を不要とするなど制約を減らし、利用しやすく魅力あるコースづくりに資する。	草原案内システムの構築	規制制度 (森林法)
④第三種旅行業者の企画旅行催行区域制限の緩和	特区内の地域に限っては1行政区域と見なすことによって、隣接市町村区域外であっても地元の旅行業者による着地型ツアーが企画・催行できるようにし、草原活用の事業促進と利用者ニーズへの対応を図る。	草原案内システムの構築	規制制度 (旅行業法)
⑤草原案内・見回りマッチングシステム構築支援	専門ガイドや牧野組合員等により多様なコースやプログラムで草原内での有償の案内が行われ、利用者は好みに応じてそれを選択できる安心で利便性の高い仕組みを確立し、ハイレベルな草原の保全と活用を進める。	草原案内システムの構築	財政
⑥草原を活用したビジネス参入者に対する支援	資金援助や経営ノウハウ修得支援等を通じて、草資源や草原空間等を活用した、将来性のある新たなビジネスの担い手参入を促すことにより、草原の観光利用や地域産品消費の拡大を図る。	草原由来製品の販売拡大 草原案内システムの構築	財政

# 規制の特例措置等の提案説明資料

## ①野焼きに支障が生じる小規模樹林等にかかる保安林について規制の特例、緩和

提案の観点:野焼きに支障のある、入り組んだ草原・林地境界付近の樹林や、草原内に点在する小規模樹林を整理・除去しやすくし、輪地切り延長の短縮化や飛び火によるリスク軽減を図ることにより、草原維持管理作業の負担軽減を進める。

### 現行制度

○保安林には伐採規制と植栽義務があり、保安林の伐採手続きには、森林の公益性を重視する森林法の主旨から、高い精度の資料作成が必要であり、許可手続き期間も長い。

○保安林を解除するには、4つの要件(他に適地がない、面積が最低限、予算等の担保、代替施設の確保)をすべて満たす必要がある。

### 問題点

・入り組んだ草原・林地境界付近の樹林や、草原内に点在する小規模な針葉樹林には水源かん養を目的に保安林指定を受けているものが多い。

・これらの多くは、人手不足等から除間伐等の管理が行き届いておらず、林床植生も貧弱で保水力が低下しているものが多い。

・草原と樹林地との境界線延長が面積に比して長く、野焼き作業に大きな非効率が生じている。

・また野焼き時に飛び火が発生すると、植林・育林等の補償を求められ、牧野組合にとってはそのリスクに対する心理的負担が大きい。

・保安林指定を受けている樹林を整理・除去しようとした場合、手続きに膨大な資料が求められ相当の労力が必要、また長期間を要するなど制約が大きい。

### 問題とその解決事例

◇阿蘇市新宮牧野における保安林伐採の規制緩和  
・同牧野では、H22年、手入れが行き届かず野焼きの障害にもなっていた森林の伐採に当たり、水源涵養保安林であったことから、1年以上許可がおりなかった。  
・クヌギ、コナラを残すことでその水源涵養機能が認められたために、ようやく許可が下りて伐採した。  
・それにより防火帯延長が短縮され、野焼きも継続可能になった。

### 提案

○野焼き作業に大きな支障が生じている樹林地域について、公益上の理由により必要が生じた保安林として、支障対象部分の伐採に関する規制の特例、緩和措置を講ずる(代替樹種を認めること、及び手続きの簡素化・期間短縮)。

○また、指定の解除について調整・検討する。

### 提案理由(改善事項や効果等)

・延焼防止のための輪地切り(防火帯)が短縮されるとともに、野焼きを行う牧野組合の心理的負担がなくなり、草原維持管理作業の負担が軽減される。

(なお水源涵養の機能について、阿蘇地域では管理が不十分な樹林地よりも草原の方が保水力が高いとの研究成果が公表されており(末尾の参考資料参照)、野焼き作業負担の軽減だけでなく、水源涵養の公益性についても、草原によって確保可能であることが実証されつつある)

#### ◇小規模樹林除去等による効果

・草原再生事業の一環として、H18~24年度で7牧野、計23haの小規模樹林(保安林は一部のみ)が除去され、短縮された輪地切り延長は約5,400m(環境省「野草地保全・再生事業実施計画(案)」H25.3による)

### 地元の代替措置等

・水源涵養保安林については、針葉樹林を伐採する場合、代替措置として、水源涵養機能が保てる範囲でクヌギ、コナラ等の広葉樹を植栽する(これらの樹種は耐火性があり、防火帯が不要)。なお阿蘇地域の保安林の大半は水源涵養保安林である。

### 政策課題、解決策との関係

★草原(自然環境)の維持・活用  
→草原維持管理作業の効率化

#### ◇参考データ

・阿蘇地域内の保安林面積:14,373ha  
・うち水源涵養保安林の面積:12,392ha(86%)  
・阿蘇市内の保安林面積:5,584ha  
・うち牧野内の面積:約1,000ha

## ②農業振興地域で整備可能な農業用施設の要件緩和、申請手続きの簡素化

提案の観点：一定の条件下で草原内に小規模な利用施設が設置でき、牧野組合員等が関わる草原内での体験型プログラムを展開しやすくすることにより、利用者ニーズへの対応と事業機会拡大を図る。

### 現行制度

○農用地区域内の土地は原則として農用地以外の用途に利用できない。農用地区域内に設置できる農業用施設は法及び省令で定められており、農業者の農業生産のために必要不可欠な施設(畜舎、温室、農機具収納施設等のほか、農家が設置する自己の生産物の加工・販売施設等)に限られる(農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、施行規則第1条第1項)。  
○また農用地区域を除外することは、5つの要件(代替性がない、農地の集団化等に支障がない等)をすべて満たす場合に限り、特例的に認められる。

### 問題点

- ・草原の大半の部分が農業振興地域で農用地の指定を受けている。(農用地指定の「採草放牧地」20,450ha)
- ・学習利用や都市住民との交流に必要な簡易な休憩所や自然観察用の木道などの施設であっても農用地区域内では認められていない。
- ・このため低利用の草原が増えているにもかかわらず、草原の効果的活用が阻害され、農業者の意欲が低下。
- ・農用地区域においては、施設整備等を行うために区域を除外しようとする、条件が厳しく、仮に可能性があっても除外には農振整備計画の変更など時間がかかる。

### 過去の事例

◇草原内のホーストレッキング等では行為自体を拡大解釈して認可、しかし手続きに時間がかかった。  
\* 夢☆大地グリーンバレー、エル・パティオ牧場

◇草原内の観光的施設の整備についても、農業用施設と拡大解釈して認められるまでに時間がかかり、かつ期間を限定して認可されている。  
\* 阿蘇市山田東部観光牧場(ジョギング牧道など)

### 提案

○牧野組合等が管理する牧野内の「農業・農村と都市生活者の交流と相互理解の促進に資する施設」を農用地区域内に設置できる「農業用特例施設」に位置づけ、総合特区の計画で定める一定の規模、立地条件を満たすものについて、農用地区域のまま設置できるようにする。  
○これについては農用地内の用途変更(農地から農業用施設)で対応できるものとし、申請手続きを簡素化する。

### 地元の代替措置等

ここでは、牧野組合等が営む小規模な施設を想定している。  
一定期間ごとに用途等の確認を行い、基準を満たさなくなった場合は原状回復することをルール化する。

### 提案理由(改善事項や効果等)

- ・利用者ニーズに対応した草原内での体験型サービスや施設の提供により、草原のより幅広い活用が可能になり、都市生活者等による阿蘇の農畜産業への理解が深まり、農産畜品の消費の拡大など農業振興につながる。
- ・またこれによって地元農業者が草原の営みなどを解説したり指導する有償の案内人などとして参加することが可能になり、夢を持てる草原の活用が実現できる。

### 政策課題、解決策との関係

★観光消費や食料生産基盤の確保  
→草原案内システムの構築

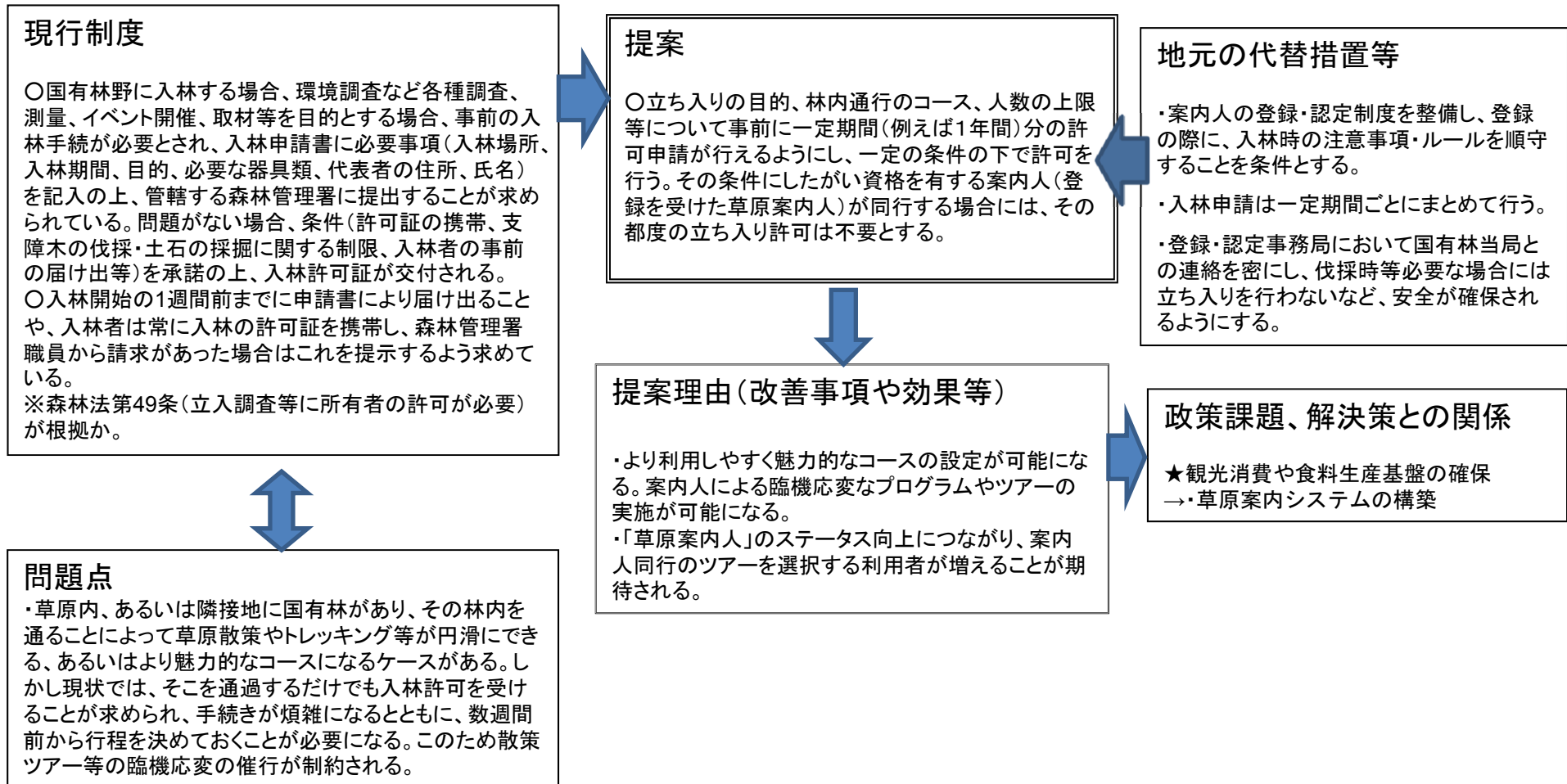
### 想定している事業の例

◇草原サンクチュアリゾーン(仮称)の保護管理

- ・草原内にある湿地帯に希少植物が群生している箇所があり、これを保護・監視する体制を作りつつ、一般の人にも見せて草原における自然と共生する農畜産業の営みと希少植物への保全意識を啓発することを目的に、木道、休憩施設等の周辺整備を行う。その上で、事前のレクチャーと案内人同行を条件に、観察会やガイドツアーを行う。

### ③草原内にある国有林立ち入り規制の緩和

提案の観点：草原内等にある国有林の散策コースを案内人付きで楽しむ場合はその都度の立ち入り許可を不要とするなど制約を減らし、利用しやすく魅力あるコースづくりに資する。



#### 現行制度

○国有林野に入林する場合、環境調査など各種調査、測量、イベント開催、取材等を目的とする場合、事前の入林手続が必要とされ、入林申請書に必要事項(入林場所、入林期間、目的、必要な器具類、代表者の住所、氏名)を記入の上、管轄する森林管理署に提出することが求められている。問題がない場合、条件(許可証の携帯、支障木の伐採・土石の採掘に関する制限、入林者の事前の届け出等)を承諾の上、入林許可証が交付される。  
○入林開始の1週間前までに申請書により届け出ることや、入林者は常に入林の許可証を携帯し、森林管理署職員から請求があった場合はこれを提示するよう求めている。  
※森林法第49条(立入調査等に所有者の許可が必要)が根拠か。

#### 問題点

・草原内、あるいは隣接地に国有林があり、その林内を通ることによって草原散策やトレッキング等が円滑にできる、あるいはより魅力的なコースになるケースがある。しかし現状では、そこを通過するだけでも入林許可を受けることが求められ、手続きが煩雑になるとともに、数週間前から行程を決めておくことが必要になる。このため散策ツアー等の臨機応変の催行が制約される。

#### 提案

○立ち入りの目的、林内通行のコース、人数の上限等について事前に一定期間(例えば1年間)分の許可申請が行えるようにし、一定の条件の下で許可を行う。その条件にしたがい資格を有する案内人(登録を受けた草原案内人)が同行する場合には、その都度の立ち入り許可は不要とする。

#### 提案理由(改善事項や効果等)

・より利用しやすく魅力的なコースの設定が可能になる。案内人による臨機応変なプログラムやツアーの実施が可能になる。  
・「草原案内人」のステータス向上につながり、案内人同行のツアーを選択する利用者が增多ることが期待される。

#### 地元の代替措置等

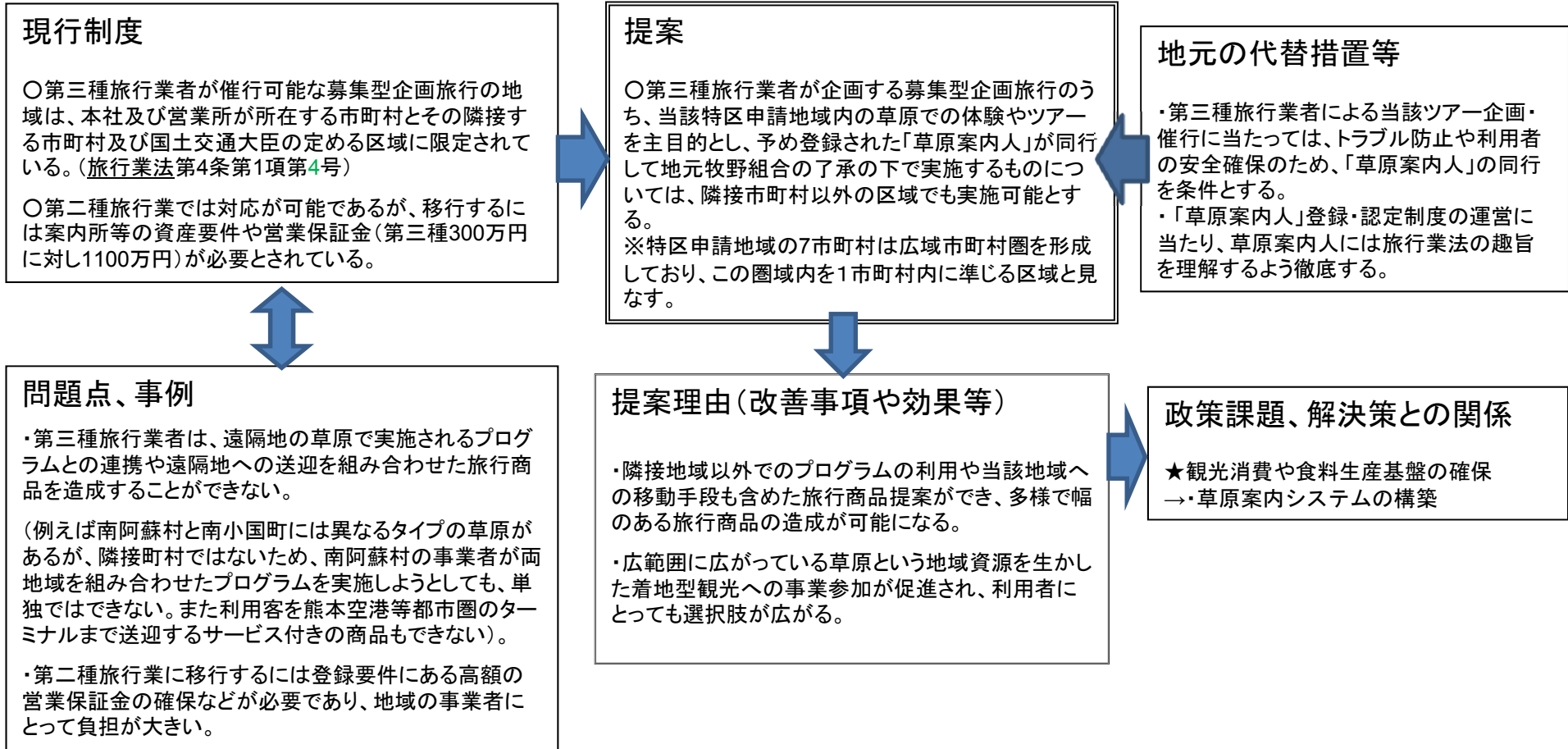
・案内人の登録・認定制度を整備し、登録の際に、入林時の注意事項・ルールを順守することを条件とする。  
・入林申請は一定期間ごとにまとめて行う。  
・登録・認定事務局において国有林当局との連絡を密にし、伐採時等必要な場合には立ち入りを行わないなど、安全が確保されるようにする。

#### 政策課題、解決策との関係

★観光消費や食料生産基盤の確保  
→・草原案内システムの構築

#### ④第三種旅行業者の企画旅行催行区域制限の緩和

提案の観点:特区内の地域に限っては1行政区域と見なすことによって、隣接市町村区域外であっても地元の旅行業者による着地型ツアーが企画・催行できるようにし、草原活用の事業促進と利用者ニーズへの対応を図る。



## ⑤草原案内・見回りマッチングシステム構築支援

提案の観点: 専門ガイドや牧野組合員等により多様なコースやプログラムで草原内での有償の案内が行われ、利用者は好みに応じてそれを選択できる安心で利便性の高い仕組みを確立し、ハイレベルな草原の保全と活用を進める。

### 現状と問題点

- ・草原の新たな活用を通じた域内消費拡大のためには、利用者のニーズに合わせた案内サービスが不可欠。
- ・現在NGO・NPOなどが有料で案内人を育成しているが、受講可能な者は範囲が限定されがち。特に草原維持管理に携わる農家が受講し案内人として技能を習得することが望まれるが費用、時間などの制約が大きい。
- ・案内に出ることは草原から遠ざかりがちな農家が草原の見回りをする機会ともなり、防災上や景観保全上の効果も期待されるが、これまでは動機づけが難しかった。
- ・また、草原の案内や体験指導等の内容は地域の条件等に応じてきわめて多様であり、利用者が希望する案内サービスを適切に提供する仕組みが必要。
- ・阿蘇の草原は入会権のもとで管理され生産の場でもあるので、自由に立ち入ってよいわけではなく、牧野組合の承諾と一定のルールの下での利用が不可欠。
- ・これら条件に対応する適切な仕組みが現状では不十分。

### ◇想定する案内人システム・マッチングシステム

- ・案内人養成→登録・認定制度→マッチングシステム
- ・案内人の必要性、養成の必要性、システム化の必要性・内容等の詳細について別紙参照。

### ◇草原を案内するツアー、ガイド等の現状

- ・阿蘇ジオパーク推進協議会「阿蘇ジオガイド」
- ・(特活)阿蘇ミュージアム「阿蘇インタープリター」
- ・阿蘇火山博物館:「阿蘇の火山体験学習」の一環として草原学習(草原の成り立ちや食物連鎖、物質循環など)
- ・(一社)アイ・オー・イー:阿蘇エコツアー(杵島岳)

### ◇案内人養成の取組の現状・既存計画

- ・「阿蘇ガイド養成講座」(阿蘇ジオパーク推進協議会、阿蘇エコツーリズム協会等が実行委員会を組織し、ガイド育成。

### 提案

○草原でのガイドや体験プログラムの指導ができる、農家を含む「草原案内人」の養成と資格認定を前提に、これら多様な技能を備えた多数の案内人と利用者及び利用フィールド(草原)とのマッチングを行うシステムを構築、運営することとし、これに対する助成が行われることを要望する(内容については別紙参照)。

### 提案理由(改善事項や効果等)

- ・ニーズに対応した多様で質の高い草原ツーリズムサービスの提供が可能になり、草原を活用した着地型観光への利用者の誘引が促進される。
- ・草原を管理する牧野組合員自身が草原の見回りを行う機会が増えたり、専門ガイドから牧野組合への草原の状況の通報等が常時行われたりすることにより、草原の荒廃に対する歯止めとなる。
- ・地元農家の案内人としての参加や牧野組合による草原使用の承諾が得やすくなり、活用フィールドの多様化促進と農家の所得機会増につながる。
- ・これらを通じ地域の活性化、阿蘇の草原のブランドイメージの向上につながる。

### 地元で行う取組み等

- ・これまで実施してきたガイド養成の継続と地元農家の案内人としての育成の実施、養成実施団体間の調整
- ・草原案内人登録・認定制度の構築
- ・案内・紹介ワンストップサービスと連携した登録・認定制度やマッチングシステムの一体的な運営体制の構築
- ・草原体験や草原ツアーの基盤としての散策道やトレイルコースの整備(一部は恒久輪地整備を兼ねる)

### 政策課題、解決策との関係

- ★観光消費や食料生産基盤の確保  
→ 草原案内システムの構築

# 草原案内・見回り マッチングシステムの 構築

## 草原案内人の育成 制度(地域)

ガイド技術を持ち草原に関する知識が豊富で草原の中を有料で案内することができる地元の案内人、及び草原体験型プログラム造成やガイド確保のための調整等ができるコーディネーターを育成する。

## 草原案内人の登録・ 認定制度(地域)

草原環境の保全、草原案内の質の確保とともに、利用者、牧野組合(草原フィールドを提供)の双方が安心してガイドを選べるようにするため、第三者機関が案内人の登録・認定を行う仕組みを創る。

## マッチングシステム

草原体験を求める利用者の多様なニーズに対応できるよう、適切な案内人や牧野組合を紹介、取次することができるデータベースと検索システムを構築するとともに、運営体制を整備する。

### ◇草原の活用と保全における「案内人」の重要性と「マッチング」の対象

- ・阿蘇草原の奥深さを伝えることにより、利用者が楽しみながら興味、関心を高め、深い体験ができるようにする。
- ・草原は入会権のもとで管理され生産の場でもあるので、自由に立ち入ってよいわけではなく、案内人の同行によりルールやマナーの下での利用を徹底。
- ・草原を使うこと、案内することを有償とし、地元(とくに案内人)に金を落とす。また、案内を通じて地元産品に興味をもたせ、購入・飲食等の消費を誘導。
- ・地元農家が案内人となって草原を案内することは、草原の見回りの意味もあり、荒廃箇所や問題発生状況に気付く機会が増えるなど、維持管理上も重要。
- ・これらを目的に、利用者、案内人、草原管理者＝牧野組合(活動場所)という3者の最適な組み合わせを実現させ、かつ相互に情報が伝わる仕組みが重要。

### ◇案内人養成の必要性

- ・草原やその維持管理にかかわる「コンテンツ」は多様であり、地域性も強いいため、説得力のある解説や案内を行うには、それらについて体系的に理解することや、客観的データ等の裏付けを得ておくこと、あるいはそれぞれの分野での知見を深めておくことなどが必要(内容例:①阿蘇の草原の規模やエリア別特性、②阿蘇カルデラと草原の成り立ち、③暮らしと草原、④草原の価値と恵み、⑤草原の危機と再生の取組、など)
- ・暮らしや産業の営みの中で受け継ぎ培ってきた技術や文化、個人の観察力等から、農家の人が案内人となることが望まれるが、それらが豊富にあっても、他人に楽しく分かりやすく伝えられるとは限らないことから、そうしたガイド技術の習得が必要。
- ・草原利用のルールやマナーを知悉し、利用者にそれを守らせることのできる能力を身につけることが必要。
- ・商品化のためには、併せて企画、コーディネート能力を備えた人材の養成が重要。

### ◇登録や認定の必要性

- ・草原(自然環境)の維持保全や口蹄疫対策など生産の場としての保全や安全確保を図りつつ活用するための担保措置。関連する各種法令に通じた案内人が同行することにより、安全確保等の面で当該特区で提案している規制緩和に対する担保措置となる。
- ・阿蘇地域として草原案内サービスに関する一定の水準を保つ。
- ・利用者、場所を提供する牧野組合の双方に、安心して案内人が選べるようにする。
- ・案内人の広報宣伝、及び案内人自身の質的向上や研鑽の励みになる。

### ◇利用者のニーズ、案内人、牧野のマッチングシステムの必要性

- ・阿蘇の草原は広大、利用者の活動内容や活動場所へのニーズも多様。
- ・案内人の数が増えつつあり、得意分野やセールスポイントが多様。
- ・専門職ばかりではないため、常時対応できる人は限られることから、利用者→に選択の幅を持たせることが必要。
- ・使用牧野についても常時可能とは限らず、調整が必要。
- ・利用の便からも、サービス提供側からも料金設定や使用牧野との調整等を含め、利用受け付けの一元的管理を行うことが望ましい。

### ◇マッチングシステムの内容構成

- ・利用可能な草原(牧野組合)とその資源内容、管理状況、利用条件等に関するデータベース
- ・登録案内人のデータベース
- ・利用条件に合わせた検索システム
- ・仲介(紹介・あっせん)条件整理機能
- ・案内人が草原自然環境の状況を管理者(牧野組合)に常時報告・伝達しその情報もストックされていく仕組み



## ⑥草原を活用したビジネス参入者に対する支援

提案の観点：資金援助や経営ノウハウ習得支援等を通じて、草資源や草原空間等を活用した、将来性のある新たなビジネスの担い手参入を促すことにより、草原の観光利用や地域産品消費の拡大を図る。

### 地域がかかえる問題点

- ・草原の新たな活用には、ソーシャルビジネス型の新しいビジネスモデルと事業の担い手の確保が必要。
- ・この場合、草原自然環境の保全、地域文化の継承など公益性を確保しつつ、専門的で質の高いサービスの提供や独自の産品開発等を進め、市場拡大を図っていく必要がある。
- ・事業への意欲はあっても、経営ノウハウが不足していたり、新分野であるため事業リスクも大きいといった事情から、担い手の参入が進みにくいと考えられる。

### 地域における可能性

- ◇想定するビジネスの例
  - ・刈り取った草を集め、保管し、需要開拓しつつ販売する野草流通センターの開設・運営
  - ・草原由来商品(牛肉、野菜、米、水)のネットショップ開設と集荷・配送システムの整備
  - ・日帰り入浴、農家レストランでの飲食、農畜産品購入、WAONカードの活用等との組合せで草原フィールドを活用するサービス提供
  - ・草原体験プログラム企画開発、草原案内人の育成・管理・紹介・取次ぎ、草原学習コーディネート・教材開発・販売、などの複合的サービス
  - ・草原サンクチュアリツアー(農振農用地規制緩和の項参照)
- ◇現状におけるシーズ
  - ・草原体験プログラム開発、草原ツアー、トレッキング等の催行(旅行業者、牧野組合、民間企業)
  - ・宿泊事業者、飲食店による料理レシピの開発・普及
  - ・旅行社と着地型観光事業者を結ぶコーディネート
  - ・宿泊関連事業者による草原体験型ツアーの催行

### 提案

- 草原を活用した新規ビジネス参入者に対し、開業リスク負担を軽減するため、開業資金の調達、経営ノウハウの習得経費、一定期間内の事業経費に対し、資金援助等の支援を行う。
- 助成対象者は以下のような基準を満たす者とし、ビジネスコンペ方式により選定する。選定後、コーディネーター等を介して支援を行う。
  - \* 草原を利用した農畜産物による新商品開発・販売、草原空間を活用した新規観光サービスの提供、これらの連携・組み合わせによる販売・サービス提供方式の開発などの計画を持ち、かつその事業化可能性の高さが認められる者
  - \* これまでにない草原利活用法による新規事業を提案し、自ら事業化を進めようとする者

### 提案理由(改善事項や効果等)

- ・新規ビジネスへの参入を促進し、草原を活用した利用者サービスや産品提供を充実、多様化させることで、阿蘇地域来訪者や消費者の拡大につながる。
- ・地域における雇用機会の創出に寄与する。
- ・地域内外を問わず、起業家精神に富んだ意欲的な人材を阿蘇地域に誘引、定着させる。

### 地元で行う取組み等

- ・事業を管理する中間組織を立ち上げ、ビジネスコンペ(支援対象者の選定)の実施、事業支援のための研修等の実務の担当、そのためのインキュベーターもしくはコーディネーターの確保等を行う。  
(草原と農畜産業、観光業をつなぐコーディネーション・サービス推進体制整備と併せて検討)。

### 政策課題、解決策との関係

- ★観光消費や食料生産基盤の確保
  - 草原由来産品の販売拡大、
  - ・草原案内システムの構築

## ①参考資料 阿蘇の草原の水源涵養力について

2012年度に環境省九州地方環境事務所が実施した研究・調査結果では、阿蘇の草原の水源涵養力について以下のような結果が示された（九州地方環境事務所資料を基に作成）。

### ■草原の保水力は森林を上回る

○降った雨の浸透能力は、森林と草原で差はない

・阿蘇地域の針葉樹林、広葉樹林、草原の計14カ所で地面が水を浸透する能力を測定。結果は下表のとおり。1日の雨量は最大でも数百ミリであり、草原でも降った雨をすべて地中に浸透させることができるため、実質的には森林と比べ、浸透能力に差はないと分析。

○蒸発散量は森林よりも草原が少ない

・降雨量のうち、葉や幹、草の表面をぬらし地面に届かないまま蒸発する（遮断蒸発）量と、植物が地中の水分を吸い上げ葉から出す（蒸散）量の実測から蒸発散量を推計。結果は、下表のとおりであり、森林より草原の蒸発散量は少ないと推計された。

○草原の保水力は大きい

・草原は、森林と同量の雨を浸透させるが森林よりも蒸発散量は少ないため、保水力で上回ると結論。

### <浸透能と蒸発散量>

	針葉樹林	広葉樹林	草原	備考
水の浸透能力 *注	4,600ミリ	2,400ミリ	1,600ミリ	
蒸発散量 ※草原を1とした場合	1.21～ 1.40	1.32～ 1.78	1	遮断蒸発量と蒸散量の実測から推計

注) 1日の雨量は最大でも数百ミリであり、草原でも降った雨をすべて地中に浸透させることができるため、実質的に浸透能力に差は出ない。

### ■樹林化により河川流量が減る恐れも

○土地利用の変化、減り続ける草原面積

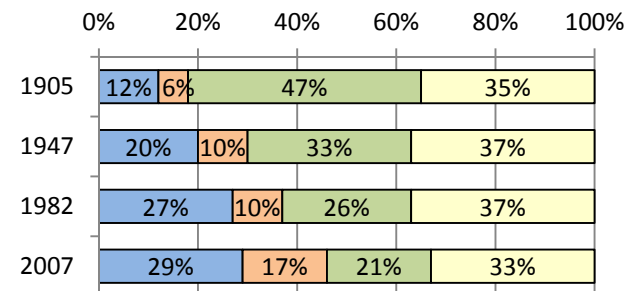
・阿蘇地域の面積に対する草原の割合は、1905年の47%から2007年は21%に減少。これは、野焼きの中止などで放棄された草原が広葉樹林化した結果と考えられている。

○草原の減少により白川の流量も減少と試算

・今回の調査結果をもとに、白川が黒川と合流する立野地点での白川の流量を試算。1905年と比べ2010年は年間3～6%の減少。草原が地域の5%まで減少した場合、1905年比で5～10%まで減るとの結果が出た。

### <阿蘇の土地利用の変化>

※地形図や過去の植生図、米軍による戦後の空撮写真などをもとに調査



■針葉樹 ■広葉樹 ■草地 □その他(水田など)

## 別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	阿蘇草原再生協議会
地域協議会の設置日	平成 17 年 12 月 2 日
地域協議会の構成員	別紙 2 のとおり
協議を行った日	阿蘇草原再生協議会における協議：H25 年 3/12 同上 幹事会における協議：H24 年 10/15. 12/13. H25 年 2/27 同上 草原観光利用小委員会における協議：H25 年 2/6. 2/27
協議の方法	各会合において協議
協議会の意見の概要	<p>(保安林解除について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹林を伐採すれば野焼きが楽になるところがある。野焼きを続けていく上では、保安林の除去・規制緩和が必要である。</li> <li>・ 樹林伐採により、地元の人にとっては、野焼きの飛び火による山林火災に対する恐怖心、補償が求められる牧野組合のリスクなど精神的負担も軽減される。</li> <li>・ 草原維持管理の中心である牧野組合員の高齢化が著しく、野焼き継続が困難な牧野が増加しており特区申請に期待がかかる。</li> <li>・ 樹林伐採による水源涵養力への影響について、阿蘇では実証試験により涵養力が落ちないことが報告されている。</li> </ul> <p>(牧野維持管理、財政支援について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 草原維持管理は、野焼き支援ボランティアの派遣がなければ厳しい状況にある。</li> <li>・ 野焼き支援ボランティアの派遣数は年々増加しており、安全性を確保しながら活動を継続するには運営・管理費への支援が必要。</li> </ul> <p>(観光・エコツーリズム利用における規制緩和等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 草原を案内して国有林を通らなければならない場合、入山許可が必要な場合があり非常に困る。</li> <li>・ 案内人育成への支援はできないか。</li> <li>・ 旅行業では草原を活用して地域の活性化に繋がる旅行商品の開発と集客力アップが課題であり、第三種旅行業の規制緩和が望まれる。</li> <li>・ 草原を自由に楽しむツアーなどニーズに対応したプログラム開発、ジオガイドや地元の人たちが有償でガイドができるようにすることなど、経済効果を生む仕組みづくりが必要。</li> <li>・ 口蹄疫など防疫問題やゴミの問題などから草原への立ち入りは難しく観光客の意識向上や組合への資金還流と安全性担保が必要。</li> <li>・ 草原利活用では、保全と活用のバランスをうまくとることが重要。</li> <li>・ 町有地である牧野を所有権移転して牧野組合の財産として利活用していく際、草原特区で支障をきたさないか。→活用する際に支障となる規制について緩和してもらいたいのが大きな目的であり、むしろ地元の活動を支援していく制度。</li> </ul>
意見に対する対応	・ 意見を踏まえ指定申請書に記載することで対応する。



地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望（参考資料）

平成25年4月26日

内閣総理大臣 殿

熊本県阿蘇市長 佐藤 義興

熊本県南小国町長 河津 修司

熊本県小国町長 北里 耕亮

熊本県産山村長 佐藤 敬助

熊本県高森町長 草村 大成

熊本県南阿蘇村長 長野 敏也

熊本県西原村長 日置 和彦

熊本県山都町長 工藤 秀一

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙のとおり提出します。

別添11 別表

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体	熊本県阿蘇郡市及び山都町					
総合特別区域の名称	千年の草原の継承と創造的活用総合特区	国際・地域の別	地域	対象地域	熊本県阿蘇郡市及び山都町内	計画期間	平成25年度～平成29年度(5年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充既存	新規・拡充内容	備考	規制改革実現	優先提案	総事業費 (単位:千円)	H25		H26		H27		H28		H29		
												うち国費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)
1	草原案内・見回りマッチングシステム構築支援事業	草原の案内(地元農家を中心に養成し「草原案内人」として登録・認定するもので、地域や活動内容によって多様な技能や条件を持つ人々が参加)及び利用可能な草原(管理者=牧野組合が場所ごとに異なり、資源内容、管理状況、利用の条件が異なる)それぞれに関するデータベースを構築し、利用者の希望に応じて、最適な草原と案内人の組合せを検索し紹介できるマッチングの仕組みを作るとともに、利用後、案内人が草原自然環境の状況を管理者・牧野組合に報告・伝達し、その情報もストックされていく仕組みを作る。	(公財)阿蘇地域振興デザインセンター	観光庁	観光地域ブランド確立支援事業	新規	国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域を形成。			○	120,850	48,340	16,340	40,850	16,000	40,000	16,000	40,000				
2			阿蘇ジオパーク推進協議会	環境省	エコツーリズム地域活性化支援事業	新規	地域が取り囲む魅力あるエコツーリズムプログラムの創出。			○	42,000	21,000	7,000	14,000	7,000	14,000	7,000	14,000				
3	草原を活用したビジネス参入者に対する支援事業	草原を活用した農畜産物による商品開発・販売、草原空間を活用した新規観光サービスの提供、これらの連携・組み合わせによる販売・サービス提供方式の開発などの計画を持ち、かつその事業化可能性の高さが認められる者に対し、開業のリスク負担を軽減し事業参入を促すことを目的に、開業資金の調達、経営ノウハウの習得経費、一定期間内の事業経費に対する資金援助及び専門家による指導・助言・相談等のサービス提供を行う。	阿蘇市	農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト支援事業	新規	阿蘇の草原に存在する生物多様性の保全上重要な地域について、保護・保全と活用、調査研究を目的とする整備を進め、阿蘇への来訪者の増加、草原に対する社会的認識と農畜産物のブランド力の高まり、経済効果、雇用創出を図る。			○	900,000	450,000	45,000	90,000	135,000	270,000	135,000	270,000	135,000	270,000		
4			NPO法人九州バイオマースフォーラム	総務省	地域経済循環創造事業	新規	輸入飼料等購入で域外へ流出していた資金を、関係者(草原再生オペレーター組合、農家等)の間で循環させ、また阿蘇の草原を資源として活用することで、地元雇用の確保、農業生産基盤の維持が図られ、地域活性化と草原保全につながる。			○	25,000	20,000	20,000	25,000								

<記載要領>

- 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
- 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。また、同じ事業名で複数の財政支援措置を求める場合、事業名に続けて括弧書きで追記するなど区別ができる名称として下さい。
- 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。  
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
- 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を、既存制度による支援を要望する場合は「既存」を選択してください。
- 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。(「既存」の場合は、空欄で可)
- 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
- 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。
- 計画の根幹をなすため、早期の実現が望まれる提案については、優先提案欄に「○」を記載してください。

# 阿蘇くじゅう観光圏

## 阿蘇カルデラ ～命きらめく草原の王冠～

## 【観光地域ブランド確立支援事業】

比類なき自然と人々が折り合いをつけてきた阿蘇カルデラは、単に景勝地であることを越え、命魂の蘇生をことごとく別天地であることを世界へ訴求

【観光圏の区域】熊本県阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町、大分県竹田市、宮崎県高千穂町

【観光圏整備計画の期間】平成25年4月1日～平成30年3月31日

【主たる滞在促進地区】阿蘇内牧温泉滞在促進地区

【数値目標の設定(平成25年度→29年度:主たる滞在促進地区)】

来訪者満足度:85.7%→92.5%、来訪者旅行消費額:12,800円→13,800円、宿泊数:796,400人→860,000人

宿泊者のリピーター率:50.4%→54.4%、滞在プログラム参加者数:1,200人→1,800人、滞在プログラム満足度:50%→75%

【観光地域づくりプラットフォーム】公益財団法人 阿蘇地域振興デザインセンター

### 【国の支援及び特例内容】

認定観光圏案内所の整備(1ヶ所)  
旅行業法特例の活用(3施設)

### 主たる滞在促進地区の取組

- ・宿泊者限定「阿蘇カルデラツアー」充実
- ・ウェルカム阿蘇滞在機能強化大作戦
- ・内牧商店街まちなか活性化プロジェクト
- ・阿蘇谷循環バスカラーリング&多言語化
- ・阿蘇名物料理の研究・開発・宣伝 等



### 主たる滞在促進地区を起点とした滞在プログラムの取組

阿蘇を特徴づける火山、カルデラ、温泉、水、農業などの地域資源を活かした従来からの観光コンテンツに加え、千年の草原を活用した維持再生的視点や“大地の公園”たる地球科学的資質を加味した斬新な企画立案

- ・「感動体験！阿蘇ジオパークの旅」
- ・「千年の草原を駆けるホーストレッキング」
- ・「阿蘇温泉郷・湯ごもりプラン」 等

### その他関連事項との連携

- ・阿蘇くまもと空港ゲートウェイ戦略(あそまる)
- ・世界文化遺産、世界ジオパークネットワーク、世界農業遺産などの世界ブランド獲得



### 交流地区の取組

- 阿蘇火山交流地区  
阿蘇ジオパークガイドの育成を図り、新たなコース設定と各種装備品の確保による他と差別化された究極のジオツアーを展開
- 長湯温泉交流地区  
炭酸泉を活かした炭酸ビューティープログラム開発、温泉療養保健システム竹田式湯治
- 高千穂郷交流地区  
古事記の国造り神話にまつわる神社や史跡を活かした“神々の足跡を辿る建国の道”と位置付け、まち巡りを楽しめる空間形成

### 滞在交流型観光の取組

地域の誇りとなる地域資源を見出し、地域資源を活用した「住んでよし」を実践するため、将来的に円滑かつ持続的、かつ自立的に取り組めるよう、専門家の助言も得つつ、地域資源発掘、住民参画、滞在コンテンツの造成等のノウハウ伝授と実践に取り組む

### 住民に対する意識啓発取組

- ・地域コンシェルジュ育成研修の継続
- ・地域住民セミナー&ワークショップ 等

### ワンストップ窓口機能取組

- 情報提供及び情報収集する「縁側」機能、地域の有意人材の「たまり場」機能、カウンター対面とは異なるサービスの提供
- ・窓口:「道の駅阿蘇/JR阿蘇駅前」予定

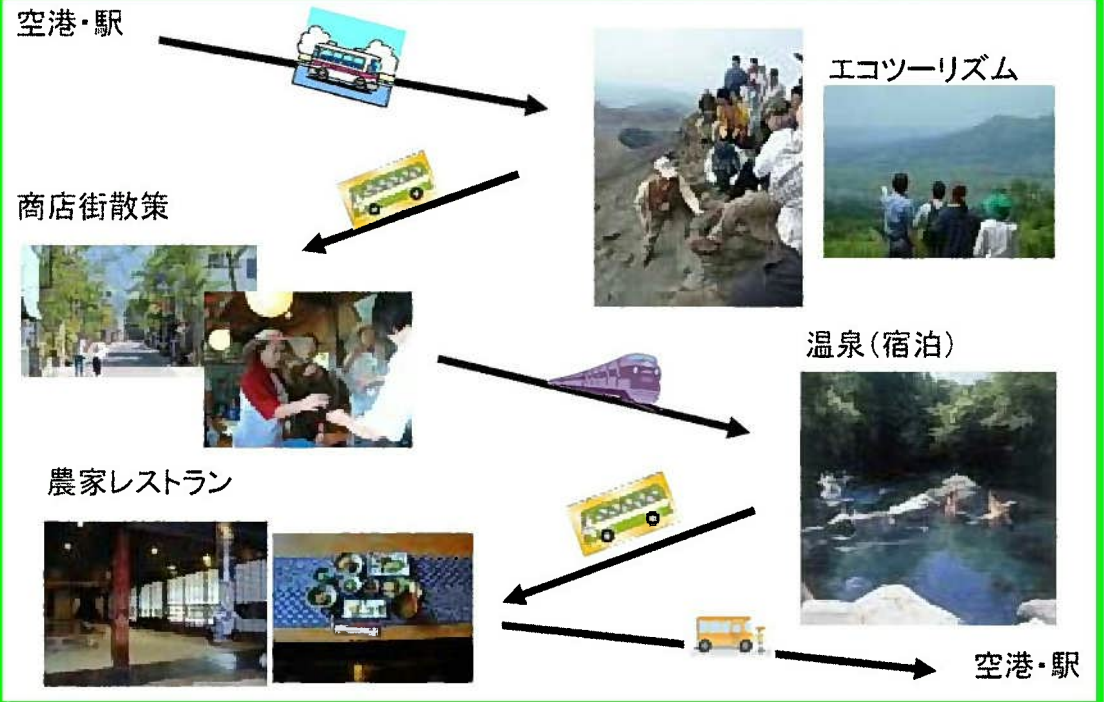
# 阿蘇ジオツーリズムプログラム創出 【生物多様性保全推進交付金／エコツーリズム地域活性化支援事業】

魅力的な地域づくりのために

1. 推進体制の整備・強化
2. 資源調査
3. ルールの作成
4. 推進マニュアルの作成
5. ガイダンス及びプログラムの作成
6. ジオツアーの企画
7. モニタリング及び評価
8. 人材育成
9. 広報活動

事業実施

阿蘇ジオパークの将来像(滞在交流型)



阿蘇くじゅう国立公園  
指定80周年記念大会

2014日本ジオパーク  
全国大会in阿蘇の開催

魅力ある  
阿蘇ジオパーク  
の醸成

地域ブランド力UP

結果

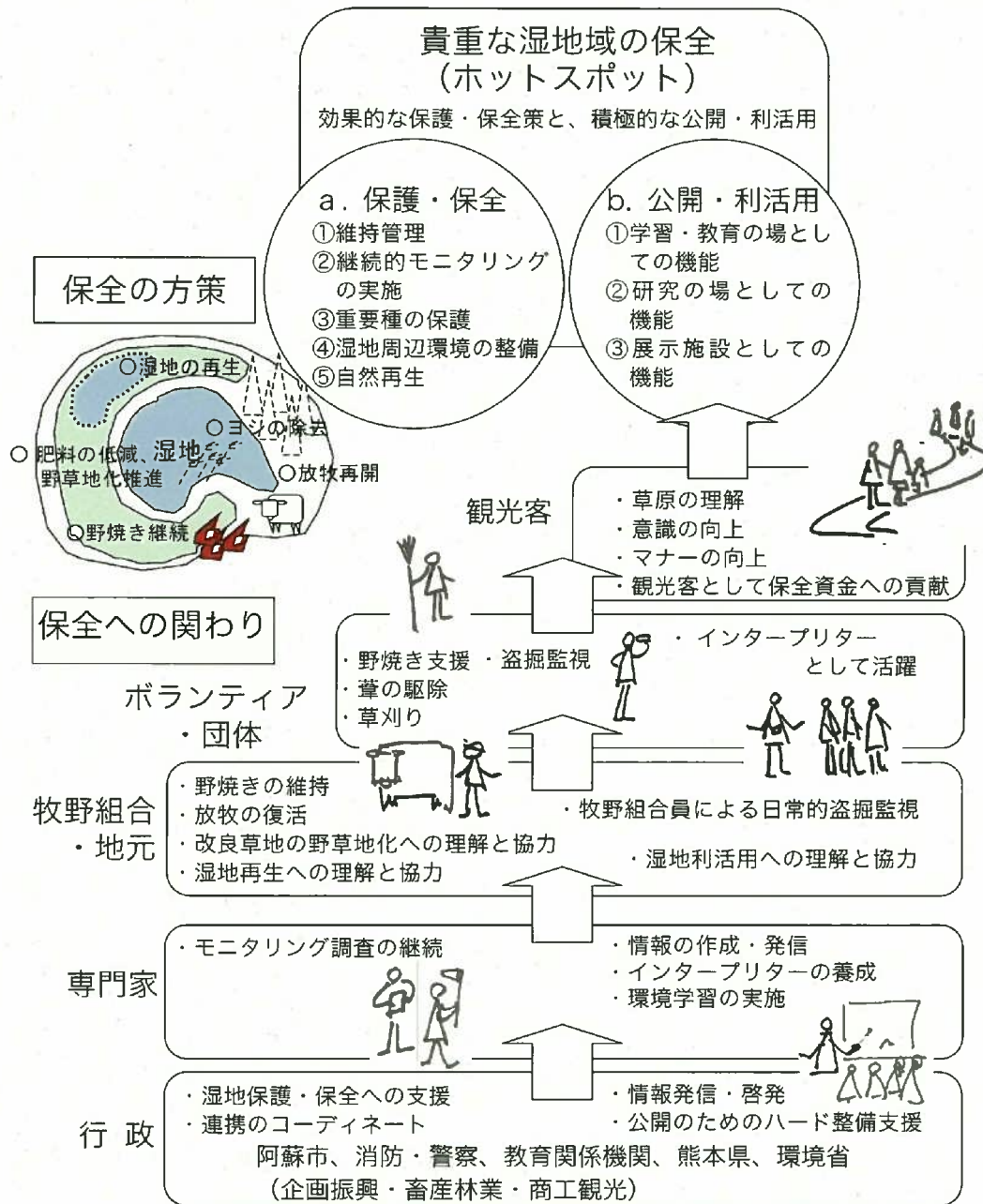
地域への経済波及

- ・自然、農村集落、商店街・温泉街の活性化  
→ 専門ガイド(案内人)のさらなる充実  
→ おもてなしサービスの向上
- ・国際環境観光都市へ向けた対応強化  
→ 多言語化された解説板・マップ等の充実  
→ 各拠点への通訳可能な人員の配置
- ・世界ブランド獲得による地域力向上  
→ 世界ジオパークネットワーク加盟認定  
→ 世界農業遺産(FAO)システム認定等



# 阿蘇市生物多様性保全基本計画

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】



名称	内容	規模	概算(万円)
乗り入れ道路	幅員6m、ゲート、暗渠排水	100m	1,400
駐車場	普通車130台、大型車5台	3,500㎡	3,500
圃場整備	研究、展示、販売用の苗生産	1,680㎡	1,200
展示園整備	見学、学習の展示施設	10,000㎡	7,000
再生湿地AB	湿地帯再生	17,700㎡	(将来計画)
遊歩道①②	自然土歩道、草伐採程度	1,900m	800
遊歩道③④	自然土歩道、砂利舗装程度	2,200m	3,000
遊歩道③④	杉板防腐処理デッキ	300m	8,000
遊歩道AB	自然土歩道、砂利舗装程度	1,700m	2,400
遊歩道AB	杉板防腐処理デッキ	1,200m	30,000
新設管理道路	幅員3m	300m	1,000
整備用仮設道路	鉄板敷き仮設道路設置、撤去	480m	700
園全体境界柵	250×250メッシュ5段柵	5,650m	2,000
管理棟	木造平屋建て、資料館程度	800㎡	23,000
温室	ガラスハウス、暖房設備含む	320㎡	5,000
避難所	木造平屋建て	64㎡	1,000
合計			90,000

# 阿蘇の草原再生・森林保全事業

【地域経済循環創造事業交付金】

輸入飼料等購入で域外へ流出していた資金を、関係者（草原再生オペレーター組合・農家等）の間で循環させ、また阿蘇の草原を資源として活用することで、地元雇用の確保、農業生産基盤の維持が図られ、地域の活性化と草原保全につなげる。

